

新発田市国民保護計画

新 発 田 市

目 次

第1編	総論	1
第1章	計画作成の趣旨	1
1	市の責務及び新発田市国民保護計画の位置付け	1
2	市国民保護計画の構成	2
3	新発田市地域防災計画等との関連	3
4	市国民保護計画の見直し、変更手続	3
5	用語の定義	3
第2章	国民保護措置に関する基本方針	10
第3章	関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	12
1	関係機関の責務	12
2	各機関の事務又は業務の大綱	13
第4章	市の地理的、社会的特徴	17
1	地形	17
2	気候・気象	17
3	面積	18
4	人口分布	18
5	道路の位置等	19
6	鉄道の位置等	19
7	観光施設等	19
8	自衛隊施設等	20
9	その他危険物等の集積施設	20
第5章	市国民保護計画が対象とする事態	22
1	武力攻撃事態の類型	22
2	緊急処理事態の類型	23
第2編	平素からの備え等予防に関する計画	24
第1章	市における組織・体制の整備	24
1	市における平素の業務	24
2	市職員の参集基準等	24
3	消防機関との連携	26
4	国民の権利利益の救済に係る手続等	27
第2章	関係機関との連携体制の整備	29
1	基本的な考え方	29
2	県等との連携	29
3	近接市町村との連携	30
4	指定公共機関等との連携	30

	5	ボランティア団体等に対する支援	3 1
	6	地域コミュニティによる共助意識の醸成	3 1
第3章		通信の確保	3 2
第4章		情報収集・伝達体制の体制整備	3 4
	1	基本的な考え方	3 4
	2	警報等の伝達に必要な準備	3 4
	3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	3 5
	4	被災情報の収集・報告に必要な準備	3 8
第5章		研修及び訓練	3 9
	1	研修の実施	3 9
	2	訓練の実施	3 9
第6章		避難、救援体制の整備	4 1
	1	避難に関する基本的事項	4 1
	2	避難及び救援に関する平素からの備え	4 2
	3	救援に関する基本的事項	4 2
	4	避難施設の指定への協力	4 3
	5	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	4 4
	6	救護所の設置準備等	4 5
	7	救護所等の医療資器材の確保	4 5
	8	要配慮者の支援体制の充実	4 5
	9	社会福祉施設等における安全確保対策	4 6
	10	園児、児童及び生徒への配慮	4 7
	11	生活関連等施設の把握等	4 7
第7章		物資及び資材の備蓄、整備	4 9
	1	市における備蓄	4 9
	2	市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	4 9
	3	備蓄、供給体制の整備における留意事項	5 0
第8章		国民保護に関する啓発	5 1
	1	国民保護措置に関する啓発	5 1
	2	武力攻撃事態等における市民等がとるべき対処等の啓発	5 1
第3編		武力攻撃事態等への対処に関する計画	5 2
第1章		初動連絡体制の整備	5 2
	1	緊急事態連絡室等の設置及び初動措置	5 2
	2	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	5 5
第2章		市対策本部の組織・運営計画	5 6
	1	市対策本部の設置	5 6
	2	市対策本部の組織及び分掌事務	5 9
第3章		関係機関の相互協力体制	6 2
	1	国・県の対策本部との連携	6 2

2	知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等 への措置要請等 ……	6 2
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等 ……	6 3
4	他の市町村長等に対する応援要請、事務の委託 ……	6 3
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請 ……	6 4
6	市の行う応援等 ……	6 4
7	ボランティア団体等に対する支援等 ……	6 5
8	市民等への協力要請 ……	6 5
第4章	武力攻撃事態等における通信の確保 ……	6 6
1	情報通信手段の確保 ……	6 6
2	情報通信手段の機能確認 ……	6 6
3	通信輻輳により生じる混信等の対策 ……	6 6
第5章	警報及び避難指示の伝達 ……	6 7
1	警報の伝達等 ……	6 7
2	緊急通報の伝達及び通知 ……	6 9
第6章	避難住民の誘導等 ……	7 0
1	避難の指示の通知・伝達 ……	7 0
2	避難実施要領の策定 ……	7 0
3	避難住民の誘導 ……	7 3
4	避難住民の受入れ ……	7 7
5	避難後の状況の変化等に応じた措置 ……	7 7
6	避難の長期化への対処 ……	7 7
7	避難の指示の解除 ……	7 8
第7章	救援 ……	8 1
1	救援の実施 ……	8 1
2	関係機関との連携 ……	8 1
3	救援の内容 ……	8 2
4	医療救護活動 ……	8 5
5	被災者の捜索及び救出 ……	8 6
6	遺体の火葬及び埋葬 ……	8 6
第8章	安否情報の収集・提供 ……	8 7
1	安否情報の収集 ……	8 7
2	県に対する報告 ……	8 8
3	安否情報の照会に対する回答 ……	8 8
4	日本赤十字社に対する協力 ……	9 0
第9章	武力攻撃災害への対処 ……	9 1
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方 ……	9 1
2	武力攻撃災害の兆候の通報 ……	9 1
第10章	応急措置等 ……	9 2
1	退避の指示 ……	9 2

2	警戒区域の設定	9 3
3	応急公用負担等	9 4
4	消防に関する措置等	9 5
第 1 1 章	生活関連等施設等における災害への対処等	9 7
1	生活関連等施設の安全確保	9 7
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	9 7
第 1 2 章	NBC 攻撃による災害への対処等	9 9
第 1 3 章	被災情報の収集及び報告	1 0 2
1	被災情報の収集	1 0 2
2	被災情報の報告	1 0 2
第 1 4 章	保健衛生の確保	1 0 3
1	保健衛生の確保対策	1 0 3
2	廃棄物の処理対策	1 0 4
第 1 5 章	ボランティア受入れ計画	1 0 5
1	市災害ボランティアセンターの設置	1 0 5
2	市災害ボランティアセンターの活動への支援	1 0 5
第 1 6 章	特殊標章等の交付及び管理	1 0 6
第 4 編	原子力発電所における武力攻撃事態等への対処	1 0 8
第 1 章	原子力発電所における武力攻撃事態等への対処	1 0 8
1	武力攻撃原子力災害に対する基本姿勢	1 0 8
2	武力攻撃原子力災害への備え	1 0 8
3	通報等及び実施体制の確立	1 1 0
4	応急対策等	1 1 3
第 5 編	復旧に関する計画等	1 1 7
第 1 章	応急の復旧	1 1 7
1	基本的考え方	1 1 7
2	公共的施設の応急の復旧	1 1 7
第 2 章	武力攻撃災害の復旧	1 1 8
1	基本的考え方	1 1 8
第 3 章	国民生活の安定に関する措置	1 1 9
1	被災者のための相談、支援等	1 1 9
2	避難住民等の生活安定等	1 1 9
3	住宅対策	1 1 9
4	生活関連物資等の価格安定	1 1 9
5	生活基盤等の確保	1 2 0
第 4 章	国民保護措置に要した費用の支弁等	1 2 1
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	1 2 1
2	損失補償、実費弁償及び損害補償	1 2 1

3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	1 2 1
第6編	緊急対処事態への対処	1 2 2
1	緊急対処事態	1 2 2
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	1 2 2

第1編 総論

第1章 計画作成の趣旨

我が国の平和と安全を確保するためには、日本国政府の平常時からの外交努力により、武力攻撃事態を未然に防ぐことが重要である。しかし、こうした外交努力にもかかわらず、国民に被害が及ぶ事態が発生し又はその恐れがある場合は、国や地方公共団体は、国民の生命、身体及び財産を保護する責務がある。

市は、市民等の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 市の責務及び新発田市国民保護計画の位置付け

(1) 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という。）及び新潟県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、市民等の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置付け

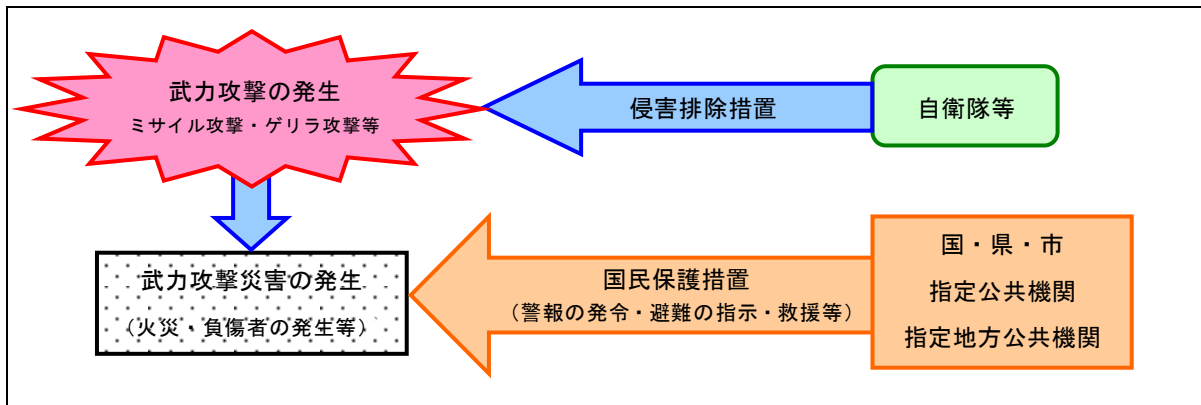
市国民保護計画は、国民保護法第35条の規定に基づいて作成するものであり、本市における国民保護措置の実施に関し、総合的かつ基本的な性格を有するものである。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

なお、この計画に基づく国民保護措置の具体的運用については、別途マニュアル等で定める。

【武力攻撃事態における国民保護の位置付け】



【市国民保護計画に定める事項（国民保護法第35条第2項関係）】

- 1 市の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項
- 2 市が実施する国民の保護のための措置に関する事項（法第16条第1項及び第2項関係）
 - (1) 警報の伝達、避難実施要領の策定、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置
 - (2) 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する事項
 - (3) 避難の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
 - (4) 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置
 - (5) 武力攻撃災害の復旧に関する措置
 - (6) 市の委員会及び委員が実施する国民の保護のための措置に関する事項
- 3 国民の保護のための措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- 4 国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項
- 5 国民の保護のための措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- 6 その他国民の保護のための措置に関し市長が必要と認める事項

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- | | |
|-----|-----------------------|
| 第1編 | 総論 |
| 第2編 | 平素からの備え等予防に関する計画 |
| 第3編 | 武力攻撃事態等への対処に関する計画 |
| 第4編 | 原子力発電所における武力攻撃事態等への対処 |
| 第5編 | 復旧に関する計画等 |
| 第6編 | 緊急対処事態への対処 |

3 新発田市地域防災計画等との関連

新発田市地域防災計画（以下「市地域防災計画」という。）は、自然災害等から市民等の生命・財産を守るため、災害対策基本法に基づき作成されたものであり、市国民保護計画とは別の法体系によるものである。

しかし、双方で想定する災害の様態並びに避難及び救援等これらへの対処に関しては類似性が想定されるため、市国民保護計画に定めのない事項については、災害等の状況に応じて市地域防災計画その他関係法令等に定められた措置に準じた措置を講ずるなど、臨機応変かつ円滑な運用を図る。

4 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国・県等における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

なお、市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問のうえ、知事に協議し、その同意を得た後、市議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令第5条（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、知事への協議は要しない）。

5 用語の定義

この計画における主な用語の意義は、次のとおりとする。

あ行	
用語	説明
安定ヨウ素剤	原子力施設等の事故に備えて、服用のために調合した放射能を持たないヨウ素をいう。放射性ヨウ素剤による甲状腺障害に対し、被ばくする前に安定ヨウ素剤を服用し甲状腺をヨウ素で飽和しておくことで予防的効果が期待できる。
eラーニング	インターネットなどのネットワークを介して学習・研修などを行う教育形態。
NBC攻撃	<small>ニュークリア ウェポンズ</small> 「nuclear weapons」（核兵器）、 <small>バイオロジカル ウェポンズ</small> 「biological weapons」（生

	物兵器)、 ^{ケミカル} 「chemical weapons」(化学兵器)を用いた攻撃。 ^{ウエボンス}
L G W A N (エルジーワン)	総合行政ネットワーク (^{ローカル} Local ^{ガバメント} Government ^{ワイド} Wide ^{エリア} Area ^{ネットワーク} Network) の略。地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続する行政専用のネットワーク。
応急の復旧	武力攻撃災害によって被害が生じた施設及び設備について、復旧に至らないものの、その機能を暫定的に回復するため必要な修繕等の措置を講ずること。
か行	
基本指針	政府が武力攻撃事態等に備えて、国民の保護のための措置の実施に関してあらかじめ定める基本的な方針。指定行政機関及び都道府県が定める国民保護計画及び指定公共機関が定める業務計画の基本となるもの。
緊急消防援助隊	大規模な地震や特殊災害、武力テロなどの広域災害に応援部隊として、県を越えて活動できることを目的に全国の消防本部の中から登録された隊員により編成された広域援助体制(消防組織法第24条の4第1項)。
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態、又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要な事態。
緊急対処保護措置	緊急対処事態において、国民の生命、身体及び財産を保護するため、指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関が行う措置。
緊急通報(武力攻撃災害緊急通知)	都道府県知事が武力攻撃災害による危険を防止するため緊急の必要があると認めるときに発令する、武力攻撃災害の現状及び予測等に関する通報。
警戒区域	都道府県知事、市町村長が武力攻撃災害による危険を防止するために設定し、立入禁止や退去を命じる区域。
国際人道法	武力紛争という極限的な状態においても最低限守るべき人道上のルールを定めたもの。国際人道法は、「戦闘で傷ついた兵士や敵に捕えられた捕虜、また、戦闘に参加しない文民を保護する」、「戦闘においては敵に不必要な苦痛を与えない」「文民と戦闘員、あるいは民間の施設とを区分し、攻撃を軍事目標に限定する」といった基本的な考え方のうえに成り立っている。国際人道法で中心的なものは1949年のジュネーヴ4条約と2つの追加議定書。

国民の保護のための措置（国民保護措置）	武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合においてその影響が最小限となるようにするための措置をいう。
国民保護業務計画	指定公共機関及び指定地方公共機関が、その業務に関し、基本指針に基づいて作成する国民保護措置に関する計画。
国民保護計画	指定行政機関、都道府県及び市町村が基本指針に基づいて作成する国民保護措置に関する計画。
国民保護法	法律の正式名称は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」。平成16年6月14日に成立し同年9月17日に施行された。武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命・身体・財産を保護するため、国や地方自治体等の責務、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃への対処に関する措置及びその他の国民保護措置等に関し必要な事項を定めたもの。武力攻撃事態に備えてあらかじめ政府が定める国民の保護に関する基本指針、地方公共団体が作成する国民保護計画及び同計画を審議する国民保護協議会並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する国民保護業務計画などにおいても規定する。
さ行	
災害対策基本法	国土をはじめ国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立するとともに防災計画などで災害対策の基本を定めた法律。
自主防災組織	大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織。
事態対処法	武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法第79号） 武力攻撃事態等への対処について、基本理念、国、地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本的事項を定めることにより、武力攻撃事態等への対処のための態勢を整備するとともに、武力攻撃事態等への対処に関して必要となる個別の法制の整備に関する事項を定めるもの。
事態認定	政府が定める対処基本方針又は緊急対処事態対処方針の中で、武力攻撃やテロなどの事案を武力攻撃事態、武力攻撃予

	測事態又は緊急処理事態として認定すること。
実費弁償	国民保護法に基づく医療の実施の要請又は指示に従って医療を行った医療関係者に対して、その費用を償うこと、又は償うために支払われる金銭。
指定行政機関	事態対処法第2条第5号の規定により、政令で定められた国の機関。内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、スポーツ庁、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省、防衛装備庁の31機関。
指定地方行政機関	事態対処法第2条第6号の規定により、政令で定められた国の地方機関。沖縄総合事務局、管区警察局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、税関、沖縄地区税関、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、航空交通管制部、管区气象台、沖縄气象台、管区海上保安本部、地方環境事務所、地方防衛局の25機関。
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会及び他の公共的機関並びに電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、事態対処法第2条第7号の規定により、政令及び内閣総理大臣公示で指定されている機関。
指定地方公共機関	都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人・団体等で、国民保護法第2条第2項の規定により都道府県知事が指定する機関。
市民等	市内に居住する人（外国人居住者を含む）、旅行やビジネスなどで市内に滞在している人、市内を車や電車で通過中の人など、市内のすべての人。
収容施設	避難等により本来の住居において起居することができなくなった避難住民の一時的な居住の安定などを図るために知事等が供与しなければならない公民館や体育館等の避難施設や応急仮設住宅等の施設。
ジュネーヴ諸条約	1949年のジュネーヴ諸条約（ジュネーヴ4条約）。武力紛争が生じた場合に傷者、病者、難船者及び捕虜、これらの者の救済に当たる衛生要員及び宗教要員並びに文民を保護することによって、武力紛争による被害をできる限り軽減す

	<p>ることを目的とした以下の4条約の総称。日本は1953年4月21日加盟。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・陸上の傷病兵の保護に関する第1条約 ・海上の傷病兵、難船者の保護に関する第2条約 ・捕虜の待遇に関する第3条約 ・文民の保護に関する第4条約
生活関連等施設	<p>発電所や危険物の貯蔵施設などの国民の生活に関連のある施設でその安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼす恐れがあると認められる施設又はその安全を確保しなければ周辺地域に著しい被害が生じさせる恐れがあると認められる施設。</p>

た行

対策本部長	<p>事態対処法第11条の規定により内閣総理大臣をもって充てる武力攻撃事態等対策本部の長。</p>
対処基本方針	<p>武力攻撃事態等に至ったとき、事態認定及び当該事態等への対処に関する全般的な方針について政府が定める基本的な方針。</p>
退避	<p>目前の危険を一時的に避けるため武力攻撃災害の及ばない地域又は場所（屋内を含む）に逃げること。</p>
退避の指示	<p>都道府県知事・市町村長が、避難の指示を待ついとまがない場合、武力攻撃災害の拡大防止のために、必要な地域住民に対して行う退避（屋内への退避を含む）の指示。</p>
同報系防災行政無線	<p>屋外拡声器や戸別受信機を介して、市町村役場から住民に対して直接・同時に防災情報や行政情報を伝えるシステム。屋外拡声器は、集落の中心や避難場所等に設置され、屋外にいる住民に向けて拡声スピーカーから防災情報等が流される。また、携帯ラジオ型の個別受信機は、各家庭や集会所などに設置されるもので、屋外拡声器を保管する役割を担っている。</p>
特定物資	<p>救援物資であって、生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うものをいう。</p>
トリアージ	<p>災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合、傷病者の緊急度や重傷度に応じ、適切な搬送・治療を行うことをいう。医療救護所などでは、医師などによりトリアージの結果に基づき、軽症（緑）、中等症（黄）、重症（赤）・死亡（黒）に色分けされた「トリアージタグ」を付け、必要な搬送や応急措置を行う。</p>

は行

被災情報	武力攻撃災害による被害の状況に関する情報。
非常通信協議会	電波法に基づき総務大臣の下部機関として、地震、台風、洪水、雪害、火災、暴動及びその他の非常事態が発生した場合に、人命救助、災害の救助、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な非常通信の円滑な運用を行う組織。
避難先地域	市民等の避難先となる地域（市民等の避難経路となる地域を含む。）。
避難施設	避難する市民等を受け入れたり、収容施設の供与・炊き出しなど市民等の避難及び避難住民等の救援を行ったりする施設のこと。武力攻撃事態等において市民等の避難及び避難住民等の救援を的確かつ迅速に実施するために、知事があらかじめ指定する。
避難実施要領	避難の指示を受けた市町村長が、あらかじめ国民の保護に関する計画に定めている事項や関係機関の意見聴取等に従って、避難の経路、避難の手段その他の避難の方法などに関して定める要領。
避難住民	避難の指示を受けて避難した者。 （自主的避難した者を含む）
避難住民等	避難住民及び武力攻撃災害等による被災者。
避難所	避難先地域において、避難住民を受け入れる避難施設。
避難措置の指示	国の対策本部長が都道府県知事に対し、要避難地域と避難先地域を示し、避難に関する措置を講ずるよう行う指示。
避難の指示	避難措置の指示を受けた都道府県知事が要避難地域の市民等に対し、避難の経路・手段を示し避難するよう行う指示。
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃。
武力攻撃原子力災害	武力攻撃に伴って原子力事業所外へ放出される放射性物質又は放射線による被害
武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物資の放出その他の人的又は物的災害。
武力攻撃災害の復旧	武力攻撃により被害が生じた施設を被害が生ずる前の状態に完全に復するのための事業。
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態。
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態。
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態。
防災行政無線	「地域防災計画」に基づき、それぞれの地域における防災、

	応急救助、災害復旧に関する業務に使用することを主な目的として、併せて、平常時には一般行政事務に使用できる無線網。
や行	
要配慮者	高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦、乳幼児、児童及び外国人等その他の特に配慮を有する者のこと（災害対策基本法第8条第2項関係）
要避難地域	市民等の避難が必要な地域。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり特に留意すべき事項について、国民保護措置に関する基本方針として、以下のとおり定める。

(1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、救援のための物資の収用や保管及び土地、家屋の使用等、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限るものとし、公正かつ適正な手続のもとに行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近接市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 市民等の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、市民等に対し、必要な救助について協力を要請する。この場合において、市民等は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障がい者、外国人等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦、乳幼児、児童及び外国人等特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するも

のであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

(9) 地域特性等への配慮

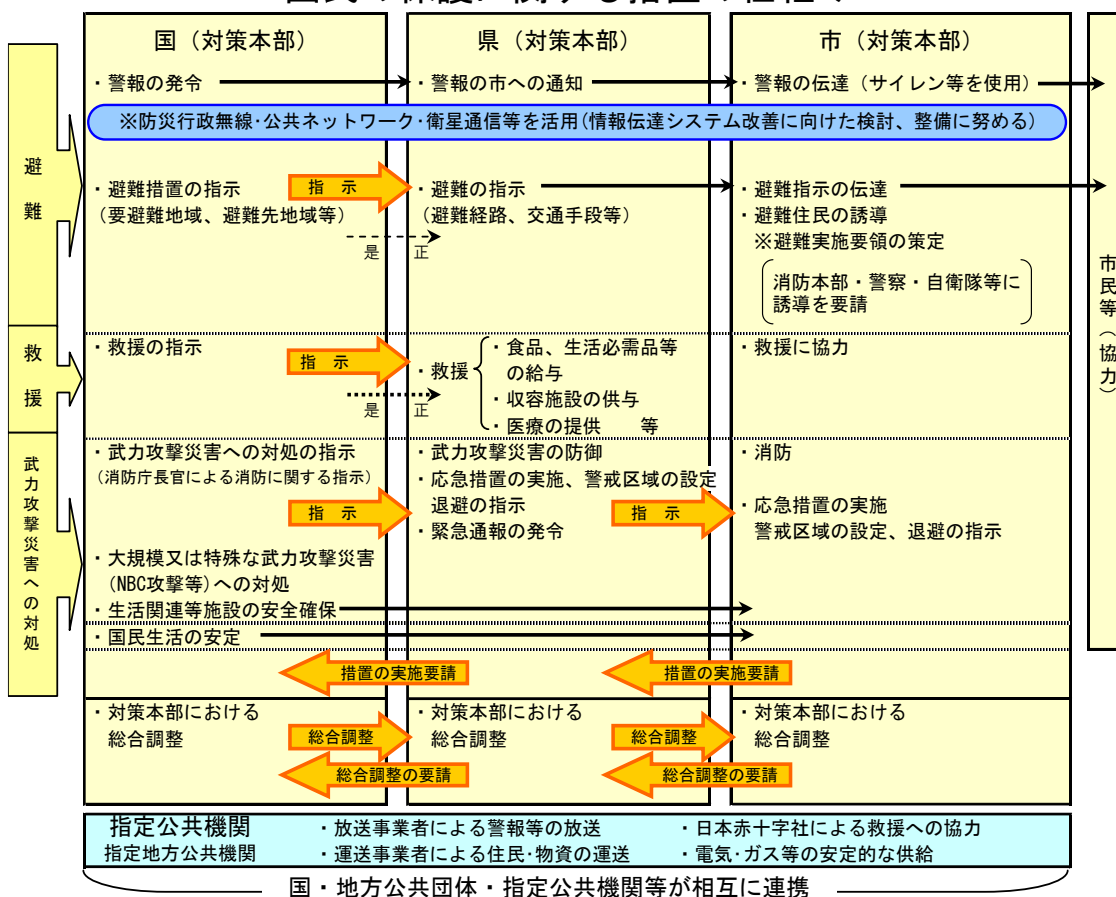
本市には、陸上自衛隊新発田駐屯地（東部方面隊12旅団第30普通科連隊）や防衛省情報本部直属の小舟渡通信所がある。

また、新潟・仙台天然ガスパイプラインが敷設されているとともに、隣接する市町には、新潟東港工業地帯があり、石油コンビナート施設、火力発電所、化学工業施設には、石油、高圧ガスなどが貯蔵されていることから、これらの地域の特性となる重要施設について、国民保護措置の実施に当たり、特に配慮する。

第3章 関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておくものとする。

国民の保護に関する措置の仕組み



1 関係機関の責務

(1) 新発田市

市は、武力攻撃等から市の地域並びに市民等の生命、身体及び財産を保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他の地方公共団体及び市民等の協力を得て国民保護措置を実施するものとする。

(2) 指定地方公共機関

指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、国民保護法及びその国民保護業務計画で定めるところにより、自ら国民保護措置を実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるようその業務に協力することとされている。

2 各機関の事務又は業務の大綱

国民保護措置について、市並びに県及び指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関及び指定地方公共機関は、おおむね次に掲げる業務を処理する。

機関・団体の名称	事務又は業務の大綱
新発田市	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の市民等の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水道施設の安全確保及び水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施
新潟県	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施

機関・団体の名称	事務又は業務の大綱
	10 交通規制の実施
	11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【指定地方行政機関】

機関・団体の名称	事務又は業務の大綱
関東管区警察局	1 管区内各警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
信越総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視及び無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
関東財務局	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関等に対する金融上の措置の要請 3 地方公共団体に対する普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
東京税関	1 輸入物資の通関手続
関東信越厚生局	1 救援等に係る情報の収集及び提供
新潟労働局	1 被災者の雇用対策
北陸農政局	1 武力攻撃災害対策用の食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
関東森林管理局	1 武力攻撃災害復旧用材（国有林材）の供給
関東経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
関東東北産業保安監督部	1 鉱山における災害時の応急対策 2 危険物等の保全
北陸地方整備局	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
北陸信越運輸局	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全確保
東京航空局	1 飛行場使用に関する連絡調整
北関東防衛局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整

機関・団体の名称	事務又は業務の大綱
	2 航空機の航行の安全確保
東京管区气象台	1 気象状況の把握及び情報の提供
新潟海上保安部 (第九管区海上保安部)	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保に係る立入制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
関東地方環境事務所	1 有害物資等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

【自衛隊】

機関・団体の名称	事務又は業務の大綱
自衛隊	1 国民保護措置に関する訓練の実施 2 国民保護措置の準備及び実施

【指定公共機関及び指定地方公共機関】

機関・団体の名称	事務又は業務の大綱
共通	1 業務に係る国民保護措置の実施 2 国民に対する情報の提供 3 国民保護業務計画の作成 4 組織の整備 5 訓練 6 被災情報の収集及び報告 7 管理する施設及び設備の応急復旧 8 武力攻撃災害の復旧 9 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄等
災害研究機関	1 武力攻撃災害に関する指導、助言等
放送事業者	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容及び緊急通報の内容及び放送
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の

機関・団体の名称	事務又は業務の大綱
	設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	1 電気の安定的な供給
ガス事業者	1 ガスの安定的な供給
水道事業者 水道用水供給事業者 工業用水道事業者	1 水の安定的な供給
日本郵便株式会社	1 郵便の確保
一般信書便事業者	1 信書便の確保
病院その他の医療機関	1 医療の確保
道路、港湾、空港の管理者	1 道路、港湾及び空港の管理
日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切に実施するため、その地理的、社会的特徴等について把握することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴について定める。

1 地形

本市は、概ね東経139度41分から139度14分、北緯37度47分から38度03分にしている。

本市に隣接する市町村は、北側に胎内市、南側に阿賀野市、阿賀町、西側には、県庁所在地である新潟市、聖籠町、東側は飯豊連峰の山岳部をもち山形県小国町と接している。

本市の北西側に日本海を臨み海岸線延長は、3,044mとなっている。

また、南東側の山岳地帯には自然景観に恵まれた磐梯朝日国立公園、胎内二王子県立自然公園がある。加治川を水源とする豊かな水田が開けた県内有数の穀倉地帯であり、山から海までの豊かで多彩な自然資源、産業資源及び歴史文化資源に恵まれた環境にある。

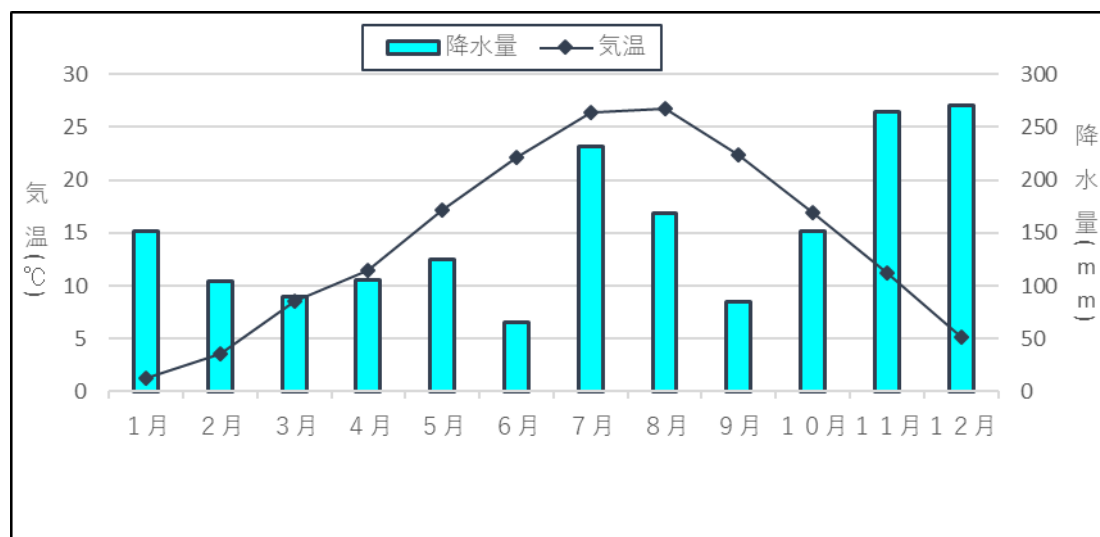
2 気候・気象

本市の気候は、四季の変化がはっきりしており、日本海側の気候特性が顕著で、冬期間は西又は北西の季節風が強く、低温で日照時間も少なく、12月から3月までは降雪がある。

過去の最高気温は平成11年8月に38.4℃を記録し、最低気温は平成7年3月に-12.4℃を記録している。降水量は、梅雨期から夏にかけて多いだけでなく、冬期も雪や雨として多い典型的な日本海側気候を呈している。

【令和3年月平均気温・降雨量】

資料：消防本部（統計：令和4年）



3 面積

本市の総面積は、533.11km²となっている。

また、市街化区域は、1,569ha、市街化調整区域は、9,130haとなっている。

4 人口分布

本市の総人口は、平成15年7月7日に豊浦町と、そして平成17年5月1日に紫雲寺町・加治川村と合併し10万人を超える新市となった。

令和2年の国勢調査による総人口は、94,927人で、平成2年の総人口104,499人に比べて令和2年までの30年間では、9,572人減少した。

世帯数は、令和2年が35,191世帯で、平成2年の27,773世帯に比べ約1.26倍の伸びを示している。

1世帯当たりの人員数は、令和2年は2.69人で、年々、核家族化の進行がうかがえる。

また、住民基本台帳による令和4年3月末日現在の人口(外国人を含む)は、94,718人となっており、年齢3区分による人口割合で見ると、年少人口(0~14歳)11.5%、生産年齢人口(15~64歳)55.7%、老年人口(65歳以上)32.8%となっている。

住民基本台帳 令和4年3月末日現在

地区名	人口(人)			
	総数	0~14歳	15~64歳	65歳以上
総数	94,718	10,935	52,788	30,995
新発田地区	74,418	8,710	42,045	23,663
本庁地区	52,570	6,647	30,731	15,192
五十公野地区	5,081	616	2,739	1,726
松浦地区	1,799	134	901	764
米倉地区	981	71	483	427
赤谷地区	326	3	111	212
川東地区	4,167	379	2,032	1,756
菅谷地区	2,706	199	1,277	1,230
加治地区	3,491	350	2,021	1,120
佐々木地区	3,297	311	1,750	1,236
豊浦地区	8,235	975	4,406	2,854
紫雲寺地区	6,878	747	3,615	2,516
加治川地区	5,187	503	2,722	1,962

5 道路の位置等

本市の骨格となる道路網は、高規格幹線道路と一般国道、県道及び市道で形成されており、高規格幹線道路は、磐越自動車道及び北陸自動車道につながる日本海東北自動車道が供用されている。

主な一般国道は、新潟市から胎内市を通り山形県につながる国道7号、新潟市から胎内市を通り山形県につながる国道113号、胎内市から阿賀野市を通り魚沼市につながる国道290号、本市から阿賀野市を通り柏崎市につながる国道460号などがある。

このほか、主要地方道が6路線、18路線の一般県道及び2,729路線の市道により、市内の連結や高規格幹線道路の交通拠点へのアクセスを確保し、これらが一体となってネットワークを形成している。

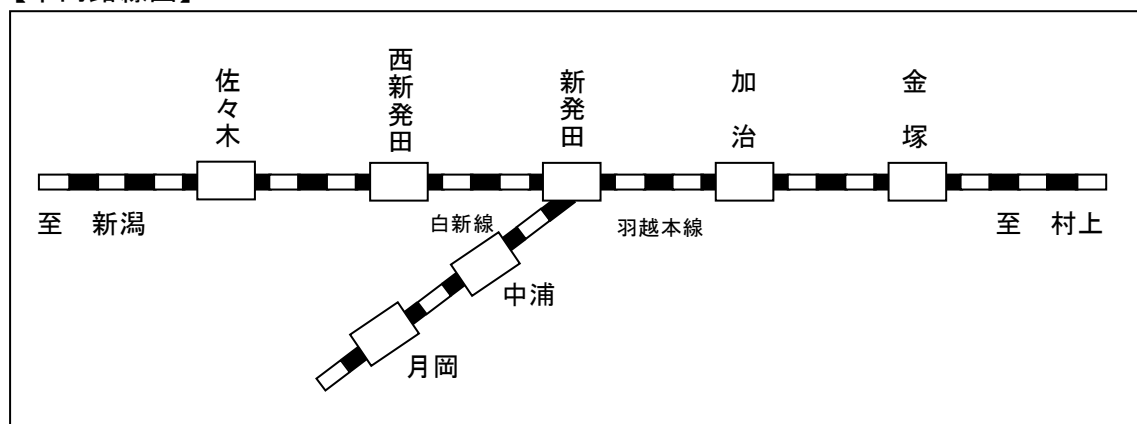
6 鉄道の位置等

市内に路線を保有する鉄道事業者は、東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR東日本」という。）である。

JR東日本では、新潟駅から秋田駅までを結ぶ羽越本線及び新発田駅から新潟駅へ直結する白新線を営業している。

市内には、新発田駅を中心に羽越本線の村上方面には加治駅と金塚駅、新津方面には中浦駅と月岡駅、白新線の新潟方面には西新発田駅と佐々木駅がある。

【市内路線図】



7 観光施設等

本市には、全国的にも有名な観光地として月岡温泉があり、今では旅館15軒、収容約3,450人の一大温泉地となり、県内外から年間約60万人の宿泊客が訪れている。

また、歴史が香る城下町しばたのシンボルとなっている国指定重要文化財の新発田城や新発田藩の下屋敷として造られた清水園、豪農の館である市島邸、赤松林が連なり白い砂浜のある遠浅の海として、毎年夏には県内外から大勢の海水浴客が訪れる藤塚浜海水浴場など多くの観光客を集める観光施設がある。

8 自衛隊施設等

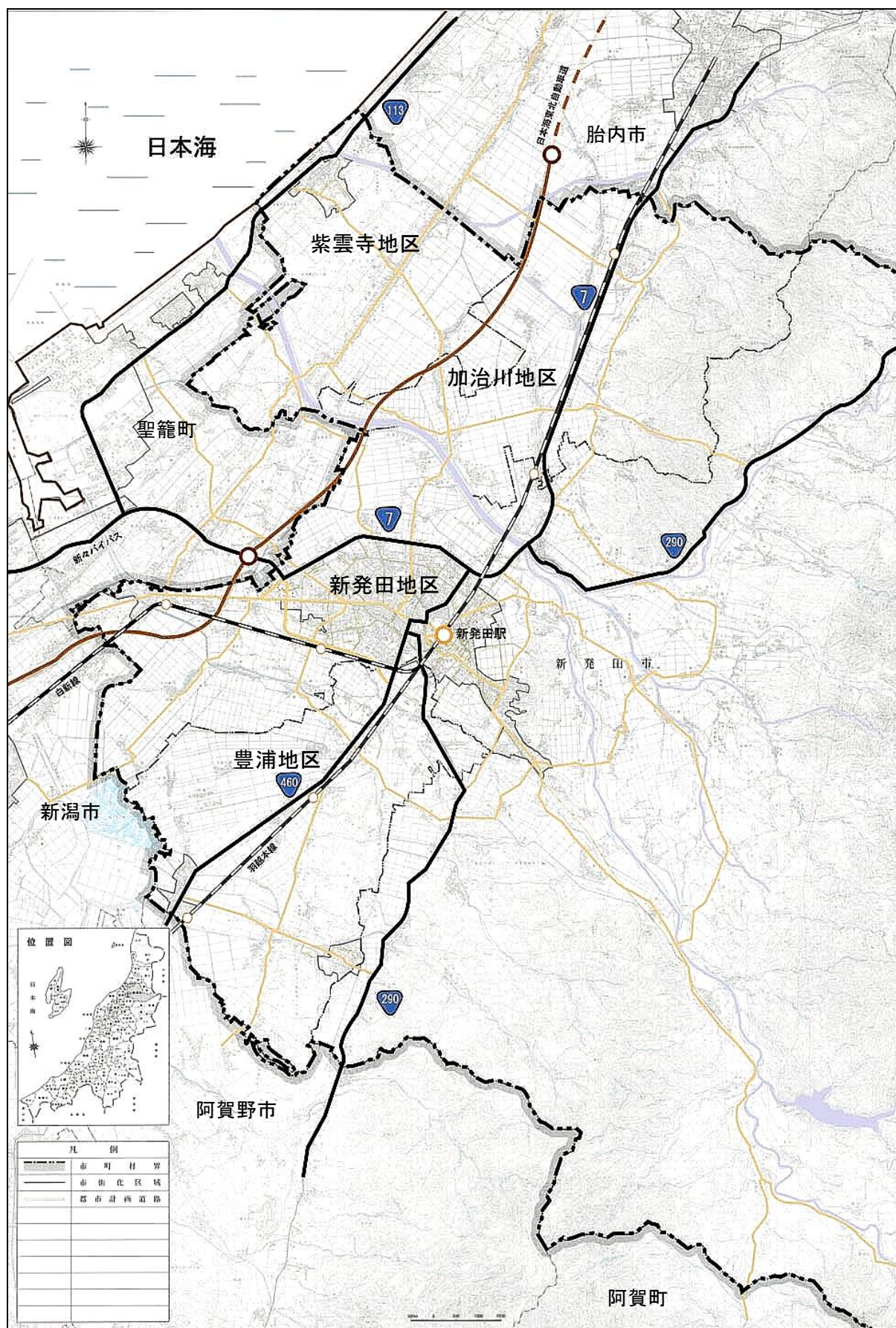
本市には、自衛隊施設としては、陸上自衛隊新発田駐屯地（東部方面隊第12旅団第30普通科連隊）及び防衛省情報本部直属の小舟渡通信所が所在している。

9 その他危険物等の集積施設

本市には、新潟・仙台天然ガスパイプラインが通過している。

また、隣接する市町には、新潟東港工業地帯があり石油コンビナート施設、火力発電所等に石油、高圧ガスなどが貯蔵されている。

【地形・道路網図】



第5章 市国民保護計画が対象とする事態

武力攻撃事態の想定は、武力攻撃の手段、その規模の大小、攻撃パターンなどにより異なることから、武力攻撃事態の想定がどのようなものとなるかについて一概に言えないが、国民保護措置の実施に当たって留意すべき事項を明らかにするため、国の基本指針において、複数の類型が想定されている。

また、緊急処理事態についても、基本指針において、攻撃対象施設又は攻撃の手段の種類により、複数の類型が想定されている。

市国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

なお、実際の場面では、これらの事態は複合して起こることが多いと考えられる。

1 武力攻撃事態の類型

(1) 着上陸侵攻

敵国の地上部隊が上陸する攻撃で、一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その戦闘期間も比較的長期に及ぶことが予想される。

着上陸侵攻に先立って航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性も高く、着上陸後は主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊が考えられ、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。

(2) ゲリラ・特殊部隊による攻撃

少人数のグループにより、その行動を秘匿して行われる攻撃で、事前にその活動の予測あるいは察知が困難である。そのため、警察、自衛隊等により兆候の早期発見に努めるが、突発的に被害が生ずることも考えられる。

主な被害は施設の破壊等が考えられ、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては二次災害の発生も想定され、事態の状況により、市長又は知事の退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた国民保護措置を行うことが必要となる。

(3) 弾道ミサイル攻撃

弾道ミサイルによる攻撃は、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。

また、弾頭の種類としては、通常弾頭のほか、NBC（N：核兵器、B：生物兵器、C：化学兵器）弾頭が想定されるが、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。

弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。

(4) 航空攻撃

弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。そのため、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。

また、周辺の地域に著しい被害を生じさせる恐れがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃の恐れがある場合は、被害が拡大する恐れがあるため、特に生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大防止のための措置を実施する必要がある。

なお、航空攻撃はその意図が達成されるまで、繰り返し行われることも考えられる。

2 緊急対処事態の類型

(1) 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

原子力事業所等の破壊、石油コンビナート等の爆破、危険物積載船への攻撃、ダムの破壊といった事態例がこれにあたり、放射性物質や危険物の拡散等により周辺住民等に被害が発生するとともに、社会経済活動に多大な支障が生ずることが想定される。

(2) 多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

大規模集客施設や列車等の爆破といった事態例がこれにあたり、爆破による人的被害のほかに、施設が破壊した場合には人的被害は多大なものとなることが想定される。

(3) 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

ダーティボム（爆薬と放射性物質を組み合わせたもの）等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、サリン等化学剤の大量散布、水源地への毒素等の混入といった事態例がこれにあたり、NBC兵器が用いられた場合の対処については、特別の留意が必要である。

(4) 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来といった事態例がこれにあたり、主な被害は施設の破壊に伴う人的被害で、施設の規模によって被害の大きさが変わる。

また、攻撃目的の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想され、爆発、火災等により被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずることが想定される。

第2編 平素からの備え等予防に関する計画

第1章 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、平素の業務、職員の参集基準等について以下のとおり定める。

1 市における平素の業務

市は、武力攻撃事態等における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、平素からその準備に係る業務を行う。

- ① 国民保護に関する業務の総括、各課等間の調整、企画立案等については、地域安全課長（国民保護担当課長）がその責任を担う。
- ② 各課等にあっては、平素からの業務と合わせ、武力攻撃事態等においては、災害対策本部運営規程第8条で定める規定を準用し、それぞれ各対策部及び班等における分掌事務を遂行できるよう努めるものとする。

2 市職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な確保

市は、武力攻撃災害が認定され又は発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員を迅速に確保できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、新発田地域広域消防本部（以下「消防本部」という。）との連携を図りつつ当直等の強化を行うなど、速やかに市長及び国民保護担当課職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制及びその参集基準を下記のとおり定める。

【職員参集基準】

体制	参集基準
① 担当課体制	地域安全課職員が参集
② 緊急事態連絡室体制	原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ定める
③ 市国民保護対策本部体制	全ての市職員が本庁舎又は各支所、出先機関等に参集

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

	体制	体制の判断基準	
事態 認定前	① 担当課体制	市の全課等での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	
	② 緊急事態連絡室体制	市の全課等での対応が必要な場合	
事態 認定後	① 担当課体制	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	市の全課等での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合
	② 緊急事態連絡室体制		市の全課等での対応が必要な場合
	③ 市国民保護対策本部体制	市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合	

※ ①又は②の体制を整えるかどうかの判断は、防災監又は副防災監等が行うものとする。

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員及び地域安全課職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・職員参集メール等による連絡手段を確保する。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び地域安全課職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として参集させるなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、新発田市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）における市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員については、以下のとおりとする。

(本部長、副本部長及び本部員の代替職員)

名 称	代替職員 (第1順位)	代替職員 (第2順位)	代替職員 (第3順位)
本部長(市長)	副市長(防災監)	教育長	地域安全課長 (副防災監)
副本部長 [副市長(防災監)、教育長]	教育長	地域安全課長 (副防災監)	対策部長のうち 本部長が指名す るもの
本部員(各対策部長)	各対策部 副部長	各班長	各副班長等

(6) 職員の服務基準

市は、前記(3)①～③の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定めるものとする。

(7) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市対策本部を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- ① 交代要員の確保その他職員の配置
- ② 食料、燃料等の備蓄
- ③ 自家発電設備の確保
- ④ 仮眠設備等の確保 等

3 消防機関との連携

(1) 消防本部との連携

市は、消防本部における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組を積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等が認定された場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、市民等からの問合せに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに、災害対策本部運営規程第8条で定める規定を準用し、以下のとおり担当対策部を定める。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益に救済に係る手続項目一覧】

※表中「法」は国民保護法を指す

		担当対策部
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事 (法第81条第2項)	総務・物資対策部
	特定物資の保管命令に関する事 (法第81条第3項)	総務・物資対策部
	土地等の使用に関する事 (法第82条)	土木・建築対策部
	応急公用負担に関する事 (法第113条第1項・5項)	土木・建築対策部
実費弁償 (法第159条第2項)	医療の実施の要請等に関する事 (法第85条第1・2項)	医療・福祉対策部
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、 115条第1項、123条第1項)	該 当 部
	医療の実施の要請等によるもの (法第85条第1・2項)	医療・福祉対策部
不服申立てに関する事 (法第6条、175条)		該 当 部
訴訟に関する事 (法第6条、175条)		該 当 部

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。

また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申し立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2章 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的な考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対応ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関の関係連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、国民保護措置における個別のテーマに関して、関係機関による意見交換の場を設けることなどにより、関係機関の意思疎通を図る。この場合において、市国民保護協議会を活用することなどにより、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

2 県等との連携

(1) 県等の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、電子メール等）について把握するとともに、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

特に、避難の指示と避難実施要領の記述内容、救援の役割分担、運送の確保等、特に調整が必要な場合の連携に留意する。

(2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

市は、自ら管理する道路について、武力攻撃事態等において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう県警察と必要な連携を図る。

3 近接市町村との連携

(1) 近接市町村との連携

市は、近接市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うことなどにより、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町村相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の相互応援協定等の見直しを行うことなどにより、消防機関相互の連携を図る。

また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握等

市は、市の区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について定期的に最新の情報への更新を行う。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防本部とともに、新潟県立新発田病院をはじめ一般診療所、(社)新発田北蒲原医師会等との連絡体制を確認するとともに、平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう(財)日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、市の区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

5 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織の核となるリーダーに対しての研修等を通じて自主防災組織の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織間相互及び消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。

また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

6 地域コミュニティによる共助意識の醸成

武力攻撃事態等における情報伝達、避難誘導等に関しては、地域コミュニティの果たす役割が大きいことから、市は、民生委員・児童委員、地域の自主防災組織及び自治会等と協力し、地域における共助意識の醸成に努める。

また、市は、地域単位での避難の実施並びに地域での的確な情報伝達等を念頭に、市民等のとるべき行動に関する情報の提供、意識啓発等に努める。

第3章 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等の通信の確保が重要であることから、非常通信体制の整備等について定める。

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ることなどを目的として、関係省庁や電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

また、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートの多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における対応と並行して、情報収集、連絡体制の整備に努める。

なお、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理・整備等を行う。

施設・整備面	① 非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運営体制の構築を図る。
	② 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備(有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等)、関係機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	③ 無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	④ 武力攻撃災害時において確実に利用できるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に点検する。
運用面	① 夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	② 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに本庁舎への電源供給が絶たれた場合等を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	③ 通信訓練の実施に当たっては、地理的条件や交通事情等を勘案し、実施時期や電源の確保等の条件を設定したうえで、地域住民への情報伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後には評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	④ 無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	⑤ 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。

運用面	⑥ 担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当職員が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	⑦ 市民等に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障がい者、乳幼児、児童、外国人その他の情報の伝達に際し支援を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

第4章 情報収集・伝達体制の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の通知、伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的な考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び市民等に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

(3) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の通知があった場合の市民等及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、市民等及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図るものとする。この場合において、民生委員・児童委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障がい者、乳幼児、児童、外国人等に対する伝達に配慮するものとする。

また、市は、警報を通知すべき「その他の関係機関」をあらかじめ市町村国民保護計画に定めておくものとする。

(2) 県警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、市民等に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。

また、必要に応じて新潟海上保安部等との協力体制を構築する。

(3) 国民保護に係る市民等へのサイレンの周知

国民保護に係る市民等へのサイレン音（平成17年7月6日付け消防運第17号国民保護運用室長通知「国民保護に係る警報のサイレンについて（通知）」）については、訓練等の様々な機会を活用して市民等に十分な周知を図る。

(4) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の通知を受けたときに市長が迅速に警報の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校等、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

(5) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域において、市民等や昼間の滞在者に対して迅速に警報を伝達し、地域の避難誘導等を主体的に実施できるよう、地域の民間事業者に期待される「地域防災力」を発揮できるような各種の取り組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取り組みをPRすることなどにより、協力が得られる環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類、収集及び報告

市は、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号又は、様式第2号により収集を行い、第2条に規定する様式第3号の内容を原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム（以下「安否情報システム」という。）を用いて、県に報告する。

なお、収集・報告する情報は以下のとおりである。

【収集・報告すべき情報】

- | |
|--|
| <p>1 避難住民（負傷した住民も同様）</p> <p>① 氏名</p> <p>② フリガナ</p> <p>③ 出生の年月日</p> <p>④ 男女の別</p> <p>⑤ 住所（郵便番号を含む）</p> <p>⑥ 国籍</p> <p>⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報
（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）</p> <p>⑧ 負傷（疾病）の該当</p> |
|--|

- ⑨ 負傷又は疾病の状況
 - ⑩ 現在の居所
 - ⑪ 連絡先その他必要情報
 - ⑫ 親族、同居者への回答の希望
 - ⑬ 知人への回答の希望
 - ⑭ 親族、同居者、知人以外の者への回答又は公表の同意
- 2 死亡した住民（上記①～⑦、⑪、⑭に加えて）
- ⑮ 死亡の日時、場所及び状況
 - ⑯ 遺体が安置されている場所

様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号含む）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んでください。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んでください。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者から照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んでください。	同意する 同意しない
※ 備考	

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれに類する者を指します。

（注3） 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第2号 (第1条関係)

安否情報収集様式 (死亡住民)

記入日時 (年 月 日 時 分)

① 氏名			
② フリガナ			
③ 出生の年月日	年	月	日
④ 男女の別	男		女
⑤ 住所 (郵便番号含む)			
⑥ 国籍	日本	その他 ()	
⑦ その他個人を識別するための情報			
⑧ 死亡の日時、場所及び状況			
⑨ 遺体が安置されている場所			
⑩ 連絡先その他必要情報			
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない		
※ 備考			

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援 (物資、医療の提供等) や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれに類する者を指します。

(注3) 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

(注5) ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

様式第3号 (第2条関係)

安否情報報告書

報告日時: 年 月 日 時

市町村名: 担当者名:

①氏名	②フリガナ	③出生の年月日	④男女の別	⑤住所	⑥国籍	⑦その他個人を識別するための情報	⑧負傷(疾病)の該当	⑨負傷又は疾病の状況	⑩現在の居所	⑪連絡先その他必要情報	⑫親族、同居者への回答の希望	⑬知人への回答の希望	⑭親族、同居者、知人以外への回答又は公表の同意	備考

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 「出生の年月日」欄は、元号表記により記入すること。
 - 「⑥国籍」欄は、日本国籍を有しない者に限り記入すること。
 - 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
 - ⑫～⑭の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

(2) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等をあらかじめ定めるとともに、あらかじめ、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、学校等、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握しておくものとする。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

平成 年 月 日 時 分
新発田市

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）
 (1) 発生日時 平成 年 月 日
 (2) 発生場所 〇〇市△△町A丁目B番C号（北緯 度、東緯 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死者 (人)	行方不明者 (人)	負傷者		全壊 (棟)	半壊 (棟)	
			重傷 (人)	軽傷 (人)			

※可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概況

第5章 研修及び訓練

市は、市民等の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて職員の国民保護措置の実施に必要な知識の習得を図るとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修の実施

(1) 研修機関における研修の活用

市は、危機管理を担当する専門職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、県自治研修所、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国・県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織リーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど、多様な方法による研修を行う。

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、県の職員、危機管理に関する知見を有する自衛隊・警察・消防本部等の職員、学識経験者、テロ動向等危機管理の研究者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練の実施

(1) 市における訓練の実施

市は、近接市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態想定に基づき、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防本部、県警察、新潟海上保安部、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練等を実施する。

- ① 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- ② 被災情報・安否情報に係る情報収集訓練及び警報・避難の指示等の伝達訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、市民等の避難誘導や救援等に当たり、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自治会・町内会等の協力を求めるとともに、特に高齢者、障がい者、乳幼児、児童及び外国人等、特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 市は、自治会・町内会、自主防災組織などと連携し、市民等に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、市民等の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 市は、県と連携し、学校等、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥ 市は、必要に応じ、県警察と連携し避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第6章 避難・救援体制の整備

避難及び救援に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く）。この際、避難者の男女のニーズの違いにも配慮する。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の準備

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

情 報	内 容 等
1 市住宅地図	○ 丁目・大字別人口（男女別）、世帯数 ○ 昼夜別人口データ
2 区域内の道路網のリスト	○ 避難経路として想定される高速道路、国道、県道、市道の道路リスト
3 輸送力のリスト	○ 鉄道、バス等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ ○ 鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ
4 避難施設のリスト	○ 避難住民の収容能力や屋内外別リスト
5 備蓄物資、調達可能物資のリスト	○ 備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト
6 生活関連等施設等のリスト	○ 避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの
7 関係機関・団体の連絡先一覧、災害応援協定等一覧	○ 国、県、民間事業者等の住所、連絡先等 ○ 災害協定先住所、連絡先、手続等 ○ 町内会・自治会、民生委員・児童委員、自主防災組織等代表者及びその代理者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等
8 消防機関のリスト	○ 消防本部、署の所在地等の一覧 ○ 消防団長及び分団長の連絡先 ○ 消防本部、消防団等の装備資機材のリスト
9 避難行動要支援者等のリスト	○ 1人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、障がい者、要介護者、外国人等の住所・氏名・連絡先等

(2) 他市町村との連携の確保

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、他市町村と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、訓練などを行うことにより、緊密な連携を確保する。

(3) 民間事業者からの協力の確保

市は、市民等の避難誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(4) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 避難及び救援に関する平素からの備え

(1) 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関（教育委員会など市の執行機関、消防機関、県、県警察、新潟海上保安本部、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

(2) 避難実施要領のパターン作成上の留意点

市は、前記の避難実施要領のパターン作成に当たっては、区域内における観光客等一次滞在者数や昼間人口等の把握に平素から努めるとともに、積雪期における避難方法並びに高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦、乳幼児、児童及び外国人等、特に配慮を要する者の避難方法等について、配慮するものとする。

3 救援に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

(2) 県との調整

市は、県から救援の一部の事務を市において行うこととされた場合や市が県の行う救援を補助する場合に備え、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、あらかじめ県と調整しておく。

4 避難施設の指定への協力

(1) 避難施設の指定への協力の考え方

市は、市域の人口、都市化の状況、防災のための避難場所の指定状況等地域の実情を踏まえ、県が行う避難施設の指定に関して、必要な情報を提供するなど県に協力する。

【避難施設について把握しておくべき標準的事項】

- ① 施設の名称
- ② 施設の所在地（郵便番号・住所）、連絡先（電話番号・FAX番号）
- ③ 管理する担当窓口（名称・電話番号・FAX番号）
- ④ 施設の面積、収容人数、構造及び保有設備（トイレ、給食施設、浴室・シャワー等） 他

(2) 避難施設の指定に当たっての留意事項

- ① 避難所として学校、公民館、体育館等の施設を指定するほか、応急仮設住宅等の建設用地、救援の実施場所、避難の際の一時集合場所として公園、広場、駐車場等の施設を指定できる配慮する。
- ② 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所としてコンクリート造り等の堅ろうな建築物及び地下施設を指定できるよう配慮する。
- ③ 一定の地域に避難施設が偏ることのないよう留意して指定を行うとともに、できるだけ多くの施設の確保に努めるよう配慮する。
- ④ 危険物質等の取扱所に隣接した場所、急傾斜地等に立地する施設は避難施設として指定しないように配慮する。
- ⑤ 物資等の搬入・搬出及び避難住民等の出入りに適した構造を有するとともに、避難住民等の受入れ又は救援を行うことが可能な構造又は設備を有する施設を指定できるよう配慮する。
- ⑥ 車両等による物資の供給や避難が比較的容易な場所にある施設を指定できるよう配慮する。

(3) 避難施設の指定手続

市は、避難施設の指定に協力する場合には、県と連携し、施設管理者の同意を文書等により確認する。

また、避難施設として指定されたとき及び指定を解除されたときは、県と連携し、その旨をその施設管理者に対し文書等により通知する。

(4) 避難施設の廃止、用途変更等

市は、避難施設として指定を受けた施設の管理者に対し、当該施設の廃止又は用途の変更等により、当該施設の避難住民等の受入れ又は救援の用に供すべき部分の総面積の十分の一以上の面積の増減を伴う変更を加えようとするときは、県に届け出るよ

う周知する。

(5) 避難施設データベースの共有化

市は、避難施設の指定後は、国の定める避難施設について把握しておくべき標準的な項目に従って、避難施設の情報を整理するとともに、全国的な共有化（避難施設のデータベース化）を図るため、避難施設の情報进行県及び国に報告する。また、避難施設の変更があった場合は、定期に県及び国に報告する。

(6) 市民等に対する情報提供

市は、県から提供される避難施設データベースの情報をもとに、避難実施要領の策定及び避難誘導等を行う。

また、市民等に対しても、県、消防、県警察等の協力を得ながら、避難施設の場所、連絡先等市民等が迅速に避難を行うために必要な情報を周知する。

5 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、県と連携して、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

情 報	内 容 等
① 輸送力に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保有車両等（鉄道、観光・路線バス等）の数、定員 ○ 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法等
② 輸送施設に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路（路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先等） ○ 鉄道（路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先等）

(2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

6 救護所の設置準備等

(1) 救護所の設置準備

市は、避難施設に指定された学校等の中から保健室等、救護所として使用可能な施設の内容を検討のうえ、救護所設置予定施設をあらかじめ指定し、市民等に周知するものとする。

(2) 救護所設置予定施設の点検

市は、武力攻撃災害が発生した場合、直ちに救護所が設置され、医療救護活動が円滑に開始できるよう、平常時から救護所設置予定施設の設備等の点検を行うものとする。また、積雪期における雪降ろし、除雪等の雪対策にも留意するものとする。

7 救護所等の医療資器材の確保

市は、救護所等の医療救護活動に必要な医療資器材の確保のための計画を定めるものとする。

8 要配慮者の支援体制の充実

(1) 高齢者、障がい者等要配慮者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等は、武力攻撃災害の認識や情報の受理、自力避難等が困難な状況にある者もいるため、市は、県、関係機関及び社会福祉施設等と連携のうえ、地域社会で要配慮者を支援する体制づくりの推進に努め、武力攻撃災害発生時における要配慮者の安全確保を図る。

また、市は、自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成した「避難行動要支援者避難支援プラン」を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、市対策本部（医療・福祉対策部）を中心とした横断的な要配慮者対策を迅速に実施できるよう職員の配置に留意する。

(2) 地域コミュニティの役割

武力攻撃事態等における要配慮者への情報伝達、避難誘導等に関しては、近隣住民の果たす役割が特に大きいことに留意し、市は、県、民生委員、地域の自主防災組織及び自治会等と協力し、要配慮者と近隣住民の共助意識の向上に努める。

(3) 公共施設及び住宅の安全性向上

市は、武力攻撃災害時における障がい者、高齢者等の安全な行動等を確保するため、公共施設等の段差解消、並びに住宅の安全性確保のための支援に努める。

(4) 情報伝達・避難誘導

市は、要配慮者からの情報伝達機器として、緊急通報システムの整備に努めるとともに、外出中の要配慮者の避難が容易となるよう、道路等の要所に避難場所への誘導標識等の設置に努める。

(5) 要配慮者のための啓発・訓練

市は、パンフレットの配布等による国民保護措置に関する知識の普及、要配慮者の避難等を組み入れた訓練の実施などにより、要配慮者のための国民保護措置に関する啓発及び訓練に努める。

(6) 防災資機材等の整備

市は、要配慮者の家庭や地域の自主防災組織の実情に応じて、武力攻撃災害時に備えて、移動用の担架やヘルメット、常備薬・貴重品等を入れるための緊急避難セット等の防災資機材等の整備を促進する。

9 社会福祉施設等における安全確保対策

(1) 社会福祉施設等における体制の整備

市は、社会福祉施設等の管理者に対し、施設の職員による、職員や入所者等を自らが守ろうという自発的な取組みを促すとともに、必要に応じて消防、県警察、近隣施設等との連絡会議を設置し、武力攻撃災害時の救助及び協力体制の整備に努めるよう要請する。

また、市は、社会福祉施設等の管理者に対し、夜間における武力攻撃災害の発生等も考慮し、各施設における入所者の状況及び建物の構造等を総合的に勘案のうえ、夜間の職員配置体制の整備に努めるよう要請する。

(2) 施設、設備の安全強化

市は、社会福祉施設等の管理者に対し、平素から備品等の落下転倒防止措置、危険物の安全点検等を行うとともに、施設・設備等の安全性の維持・強化に努めるよう要請する。

(3) 食料品等の備蓄

市は、社会福祉施設等の管理者に対し、武力攻撃災害時に備えた食料品・飲料水、慢性疾患用医薬品、高齢者・障害者用仮設トイレ、避難用テント、福祉用具、避難生活用具等の備蓄、及び必要により井戸、貯水槽、備蓄用倉庫の整備に努めるよう要請する。

(4) 社会福祉施設等における啓発・訓練

市は、社会福祉施設等の管理者に対し、職員・入所者等に平素から国民保護意識の啓発を図るとともに、国又は県の定める基準により、警報内容の伝達や避難について

の訓練の実施に努めるよう要請する。

また、市は、社会福祉施設等の管理者が地域の自主防災組織及び消防機関の協力・参加を得て、自力避難困難者の救出に重点を置いた訓練の実施に努めるよう要請する。

(5) 職員の迅速な確保及び地域住民等との協力体制の構築

市は、社会福祉施設等の管理者に対し、武力攻撃災害発生時の職員の迅速な確保を図るため、職員の緊急連絡体制及び初動体制の整備に努めるよう要請する。

また、市は、社会福祉施設等の管理者に対し、地域住民、民間ボランティア、近隣施設等の協力を得られるよう、平素から協力関係の構築に努めるよう要請する。

(6) 社会福祉施設間の協力体制の確立

市は、武力攻撃災害時における緊急入所に備えるため、県等と連携のうえ、施設間のネットワーク形成の協力を努める。

10 園児、児童及び生徒への配慮

(1) 学校等における体制の整備

市は、学校等の管理者に対し、学校の教職員等による、職員や生徒を自らが守ろうという自発的な取組みを促すほか、必要に応じて、消防、県警察、近隣施設、地域住民等と連携し、武力攻撃災害時の救助及び協力体制を整備するよう、指導、助言に努める。

(2) 学校等における訓練

市は、学校等の管理者に対し、関係機関の協力を得て、児童生徒等の避難を組み入れた訓練を実施するよう、指導、助言に努める。

(3) 緊急体制の構築

市は、学校等の管理者に対し、武力攻撃災害が発生した場合を想定し、職員の緊急連絡体制及び初動体制を整備するとともに、園児、児童及び生徒を保護者に引き渡す際の方法を構築するよう、指導、助言に努める。

また、地域住民、民間ボランティア、近隣施設等の協力を得られるよう、平素から協力関係の構築を図るよう、指導、助言に努める。

11 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

市は、市の区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通

知)に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

(2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理にかかる公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察及び新潟海上保安部等との連携を図る。

第7章 物資及び資材の備蓄、整備

武力攻撃の発生に備え、市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

なお、備蓄等に当たっては、男女のニーズの違いにも留意する。

1 市における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

市民等の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等については、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

(3) 県との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接な連携のもとで対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による機能の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

3 備蓄、供給体制の整備における留意事項

市は、県と連携し国民保護措置の実施のために、必要な物資及び資材について、防災のための備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の確実な把握に努めるとともに、武力攻撃災害において迅速に供給できる体制を整備するものとする。

第8章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、市民等が国民保護に関する正しい知識を身に付け、武力攻撃事態等において適切に行動する必要がある。

このため、我が国を取り巻く国際情勢や国民保護の意義や仕組みについて、広く市民等の理解が深まるよう、あらゆる機会を通じて説明を行うことが重要であることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において市民等がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、市民等に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、研修会等を通じて市国民保護計画の周知に努める。

また、高齢者、障がい者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら市民等への啓発を行う。

(3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会及び文部科学省の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全協力や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等における市民等がとるべき対処等の啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市民等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して市民等への周知を図る。

また、市は、弾道ミサイルの飛来の場合や地域においてテロが発生した場合に市民等がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）に基づき、市民等に対し周知するよう努める。

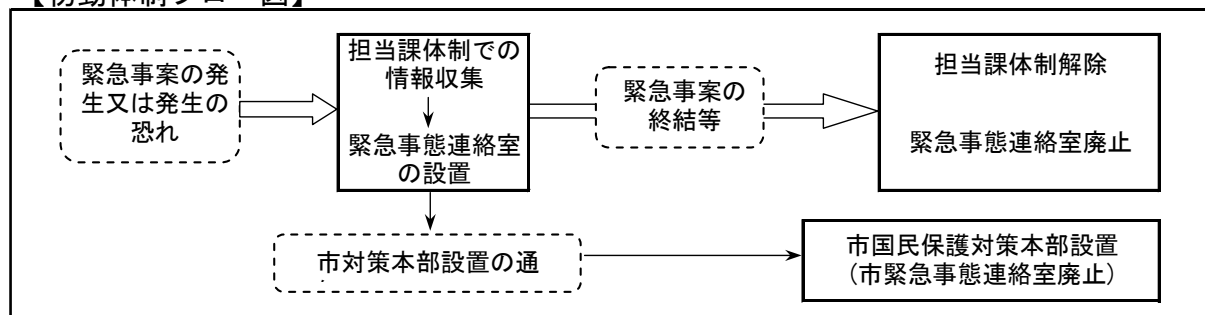
第3編 武力攻撃事態等への対処に関する計画

第1章 初動連絡体制の整備

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊されるなどの具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかでないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態等や緊急処理事態の認定が行われる前の段階においても、市民等の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対応が必要となることが想定される。

初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことが極めて重要となることから、政府による事態認定の前の段階等における市の初動体制について、以下のとおり定める。

【初動体制フロー図】



1 緊急事態連絡室等の設置及び初動措置

(1) 担当課体制における初動措置

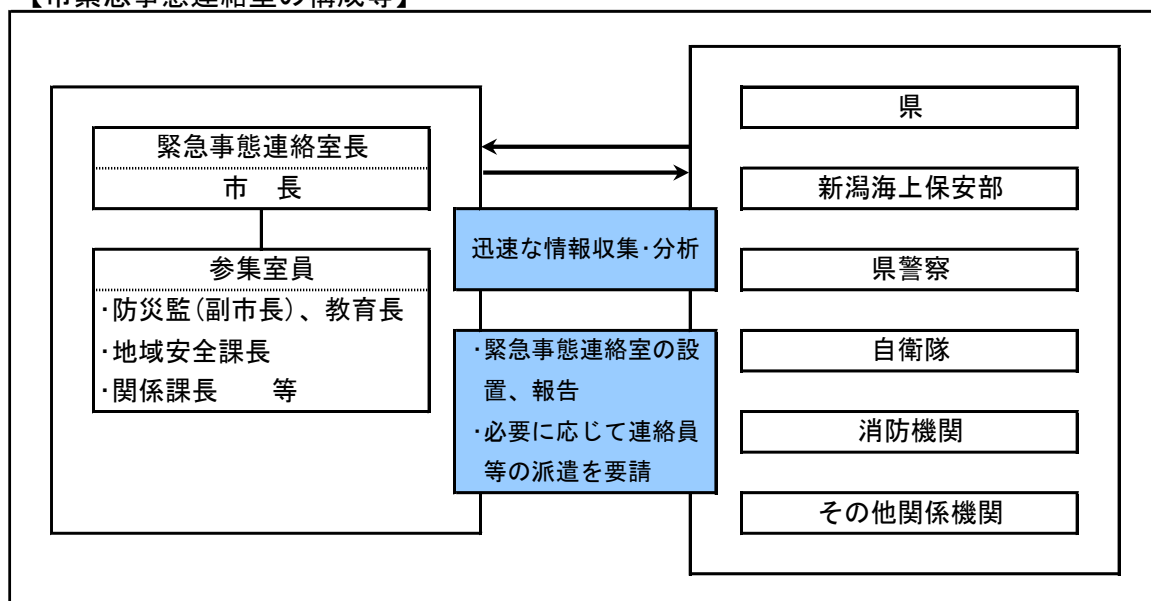
市は、武力攻撃災害が発生する恐れがあるとの情報を入手した場合や、発生原因が武力攻撃等によるものか事故災害によるものか確認できない事案が発生した場合など、情報収集等を行う必要があると認められるときは、第2編第1章2で定める参集基準に従い、地域安全課職員を直ちに登庁させ、当該事案に関する必要な情報の収集等を行うとともに、関係機関と緊密な情報の共有を行う。

(2) 緊急事態連絡室の設置

① 市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、市としての的確かつ迅速に対処するため、市緊急事態連絡室を速やかに設置する。

市緊急事態連絡室は、市対策本部員のうち、地域安全課長など事案発生時の危機管理に不可欠な少人数の要員により構成する。

【市緊急事態連絡室の構成等】



※ 市民等からの通報、その他の情報により、市の職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長、幹部職員等に報告するものとする。

- ② 市緊急事態連絡室は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、市緊急事態連絡室を設置した旨について、県に連絡を行う。

この場合、市緊急事態連絡室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

(3) 緊急事態連絡室における初動措置

市は、市緊急事態連絡室において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは、救急・救助の活動状況を踏まえ、必要により災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行うとともに、市は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑に行われるよう緊密な連携を図る。

また、市長は国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な要請を行う。

(4) 関係機関への支援要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

(5) 市対策本部への移行に要する調整

市緊急事態連絡室を設置した後、政府において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、市緊急事態連絡室は廃止する。

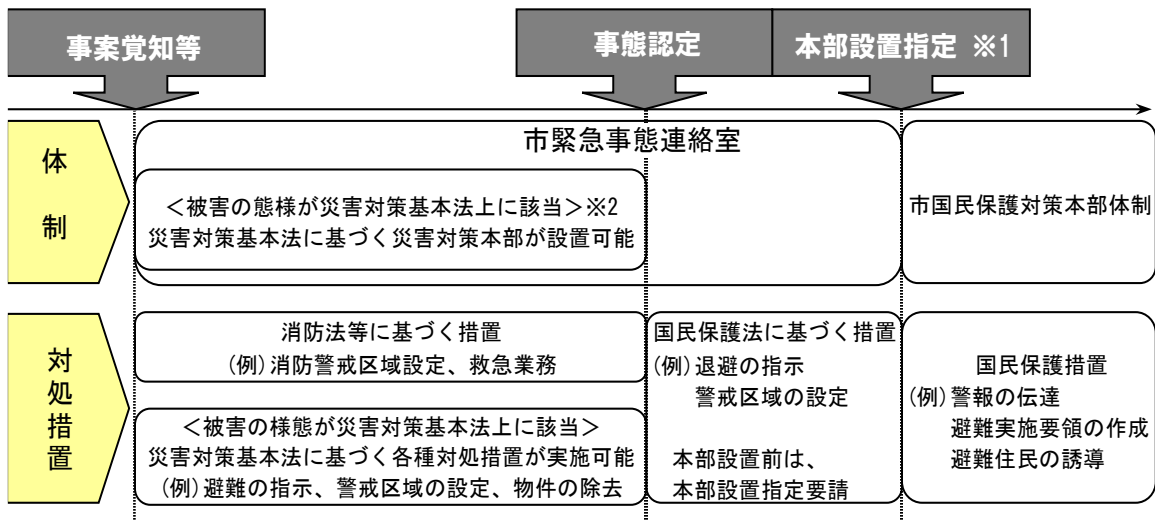
また、市は市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、市長は知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

【災害対策基本法との関係】

災害対策基本法は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に対処することを想定した法律ではないことにかんがみ、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、直ちに市対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するものとする。

また、市対策本部長は、市対策本部に移行した旨を市関係課等に対し周知徹底する。

市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。



※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いが、事態に応じて本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれる場合がある。

※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発・放射性物質の大量流出の事故等とされている。

2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等においては、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、担当課体制を立ち上げ、又は、緊急事態連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じて全庁的な体制を構築する。

第2章 市対策本部の組織・運営計画

市対策本部を迅速に設置し、的確な運営に努めるため、市対策本部を設置する場合の
手順や市対策本部の組織、運営等について、以下のとおり定める。

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部の設置手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

① 市対策本部を設置すべき市の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市対策本部
を設置すべき市の指定の通知を受ける。

② 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた場合、直ちに市対策本部を設置する。（事前に緊急事態連絡室
を設置していた場合は、市対策本部に切り替える。）

③ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、一斉参集システ
ム等の連絡網を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

④ 市対策本部の開設

市対策本部担当者は、市庁舎に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必
要な各種通信システムの起動、資機材の配置等、必要な準備を開始する。

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡
する。

⑤ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家
発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

⑥ 本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等市対策本部を市庁舎内に設置できない場合に
備え、次に掲げる順位で、市対策本部の予備施設を指定する。

なお、事態の状況に応じ、市長の判断により下記の順位を変更することを妨げる
ものではない。

【予備施設の指定】

順位	施設の名称	所在地
第1位	生涯学習センター	新発田市中央町5-8-47
第2位	豊浦庁舎	新発田市乙次281-2

また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することがで
きない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

市長は、市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

(3) 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、市民等に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

【市対策本部における広報体制】

① 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において市民等に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置する。

② 広報手段

広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、市民等に迅速に提供できる体制を整備する。

③ 留意事項

- ア 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時期を逸することのないよう迅速に対応すること。
- イ 市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行うこと。
- ウ 県と連携した広報体制を構築すること。

(4) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

① 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施する必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

② 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請することができる。

また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

③ 情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うために必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

④ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施状況について報告又は資料の提出を求める。

⑤ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(5) 市対策本部の廃止

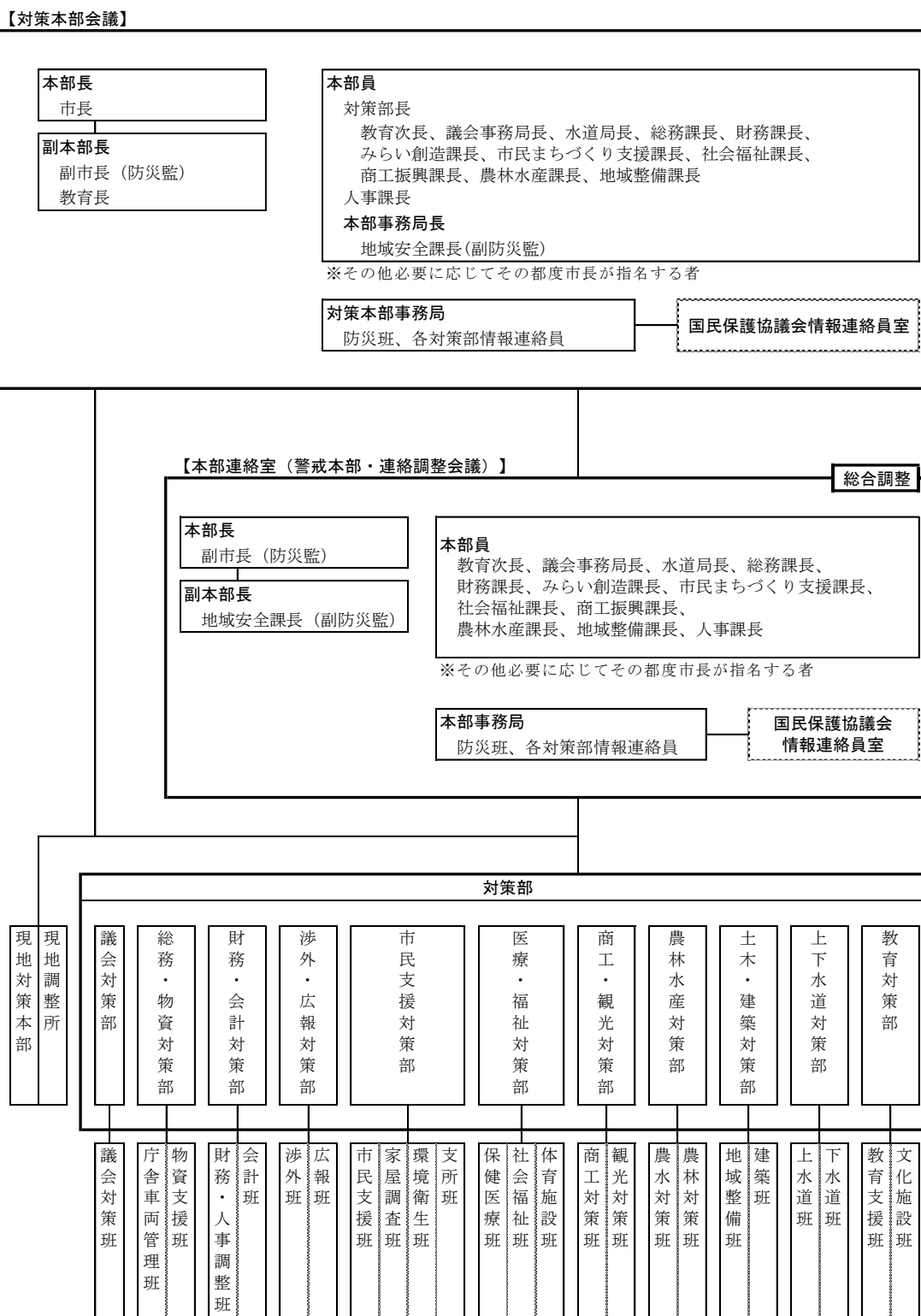
市長は、内閣総理大臣から市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

2 市対策本部の組織及び分掌事務

(1) 市対策本部の組織構成及び機能

市対策本部の組織構成及び機能については、新発田市災害対策本部運営規程第8条の規定を準用するものとする。

【市対策本部の組織構成】



(2) 本部連絡室の設置

市対策本部の活動を掌理するとともに、各対策部、現地対策本部、現地調整所、関係機関等との連絡・調整を円滑に行い、国民保護措置を推進するため、市対策本部に本部連絡室を置く。

- 本部連絡室長は、防災監（副市長）をもって充てる。
- 本部連絡室長は、市対策本部長の命を受け室の事務を掌理、指揮監督する。
- 本部連絡室長に事故あるときは、地域安全課長がその職務を代行する。

(3) 市現地対策本部

① 市現地対策本部の設置

市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国・県の対策本部との連絡及び調整等のため、現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

② 市現地対策本部の組織

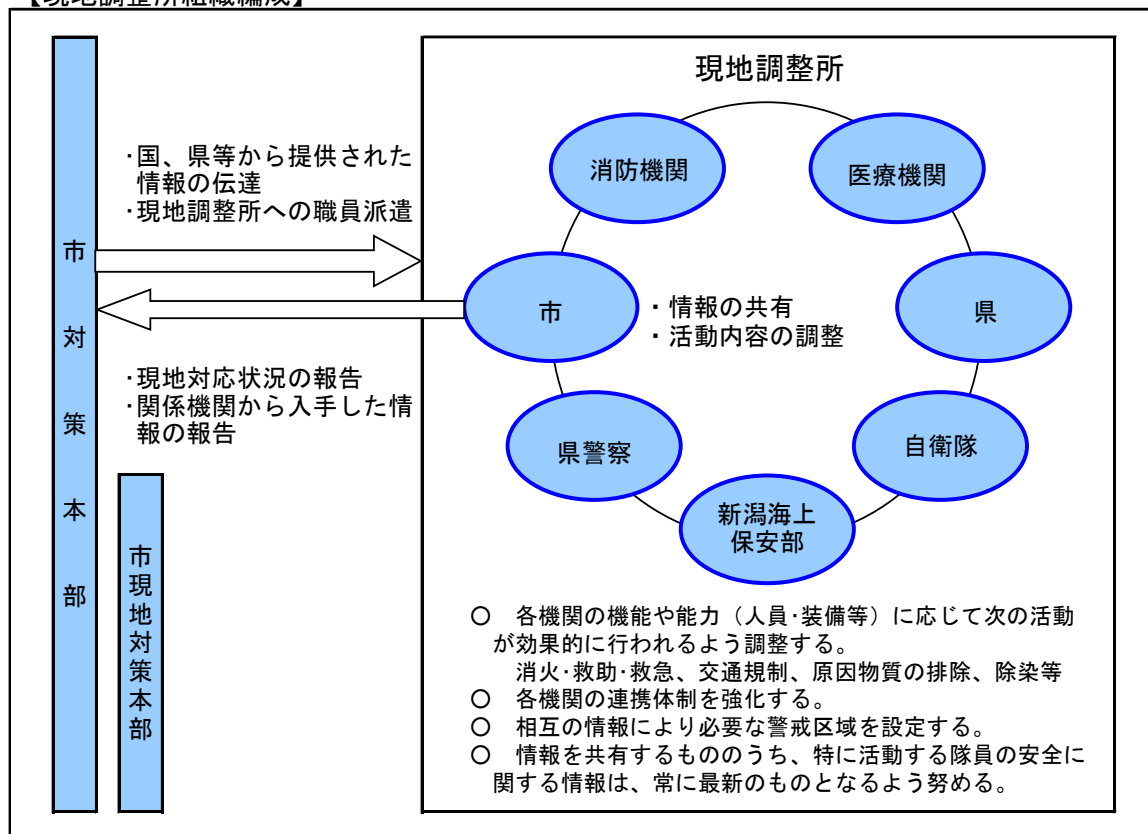
市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(4) 現地調整所

① 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃等による災害が発生した場合、その被害の軽減のため、現地においても措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における現地関係機関（県、消防機関、県警察、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を速やかに設置（又は現地関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣）し、関係機関との情報共有及び活動調整を行うものとする。

【現地調整所組織編成】



② 現地調整所の性格

- 現地調整所は、事態発生現場において、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲において、情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置する。
- 現地調整所は、市対策本部及び市現地対策本部とは異なり、一定の局地的な攻撃において、事態発生現場において現場の活動の便宜のために設置する。
また、一定の施設や場所に置かれるのではなく、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置する。
- 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開き連携の強化を図る。
市は、救急・救助活動の実施、退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことが可能となり、また、現場での関係機関全体の活動を踏まえたそれらの権限行使の要否等について、関係機関と迅速に協議しながら、権限を行使することが可能となる。
また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員にも共有させ、その活動上の安全の確保に努める。
- 現地調整所については、必要と判断した場合には、市における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う市が積極的に設置するものとする。
なお、現場に先着した他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、市の職員を積極的に参画させるものとする。

第3章 関係機関の相互協力体制

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

市は、県対策本部及び、県を通じて国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うことなどにより密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該現地対策本部と緊密な連携を図る。

また、国の現地対策本部が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合は、当該協議会に参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事等に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

(1) 市長が行う派遣要請の求め等

市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。

また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて市の協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊東部方面総監を介し、防衛大臣に連絡する。

要請を行うよう求める場合には、文書により、次の事項を明らかにして行う。

ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電話その他の通信手段により行う。

- 武力攻撃災害の状況及び派遣を希望する事由
- 派遣を希望する期間
- 派遣を希望する区域及び活動内容
- その他参考となるべき事項

なお、想定される自衛隊の国民保護措置の内容は次のとおりである。

項 目	想定される国民保護措置
避難住民の誘導	誘導、集合場所での人員整理、避難状況の把握等
避難住民等の救援	食品の給与及び飲料水の供給、医療の提供、被災者の捜索及び救出等
武力攻撃災害への対処	被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、NBC攻撃による汚染への対処等
武力攻撃災害の応急の復旧	危険な瓦礫の除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等

(2) 出動部隊との連携

市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所を通じて密接な意思疎通を図る。

4 他の市町村長等に対する応援要請、事務の委託

(1) 他の市町村等への応援の要求

- ① 市は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村等に対して応援を求める。
- ② 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 県への応援の要求

市長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託

① 市は、国民保護措置の実施のため、事務又は事務の一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

○ 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法

○ 委託事務に要する経費の支弁の方法、その他必要な事項

② 市は、他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに市議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(1) 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。

また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

(2) 市は、前記(1)の要請を行うときは県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。

また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、前記(1)の職員の派遣について、斡旋を求める。

6 市の行う応援等

(1) 他の市町村に対して行う応援等

① 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

② 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を市議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、

施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織に対する支援

市は、自主防災組織による警報の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域リーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、市民等からのボランティア活動の希望の適否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティアセンター等におけるボランティア登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ等

市は、県や関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの救援物資について受入れを希望するものを把握し、その内容のリスト及び送り先を県対策本部及び国対策本部を通じて公表する。

また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備を図る。

8 市民等への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、市民等に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分配慮する。

- (1) 避難住民の誘導
- (2) 避難住民等の救援
- (3) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- (4) 保健衛生の確保

第4章 武力攻撃事態等における通信の確保

市は、武力攻撃事態等において、関係機関等と連携して国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための通信の確保について、必要な事項を以下のとおり定める。

1 情報通信手段の確保

市は、緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）、全国瞬時警報システム（J - A L E R T）等の活用、携帯電話、衛星携帯電話、移動系防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、総合行政ネットワーク（L G W A N）等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

2 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置するとともに、直ちに総務省にその状況を連絡する。

3 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第5章 警報・避難指示の伝達

市は、武力攻撃事態等において、市民等の生命、身体及び財産を保護するため、警報の迅速かつ確かな伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の伝達等

(1) 警報の伝達

市は、県から警報の通知を受けたときには、あらかじめ定める伝達方法により速やかに市民等及び関係のある公私の団体（消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会議所、商工会、青年会議所、病院、学校など）に伝達する。

(2) 警報の伝達方法

警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を活用し、市に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と連携している情報伝達手段等を用いて、原則として以下の要領により情報を伝達する。

① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に含まれる場合

この場合においては、原則として、緊急告知FMラジオの緊急割り込み放送のほか、市の広報車、自治会長等や消防団、自主防災組織などを活用し市民等に注意喚起した後、武力攻撃事態等において、警報が発令された事実等を周知するものとする。

なお、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ（<http://www.city.shibata.niigata.jp>）に警報の内容を掲載する。

※ 今後同報系防災行政無線が設置された場合においては、国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して市民等に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知するものとする。

② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に含まれない場合

この場合においては、原則として、緊急告知FMラジオの緊急割り込み放送等は使用せず、同ラジオの通常放送のほか、防災行政無線やホームページへの掲載により、周知を図るものとする。

なお、このことは、市長が特に必要と認める場合に、緊急告知FMラジオの緊急割り込み放送を妨げるものではなく、そのほか広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの効果的な方法も検討するものとする。

※ 今後同報系防災行政無線が設置された場合においては、原則としてサイレンは使用せず、市長が特に必要と認める場合に限り、サイレンを使用して市民等に周知を図るものとする。

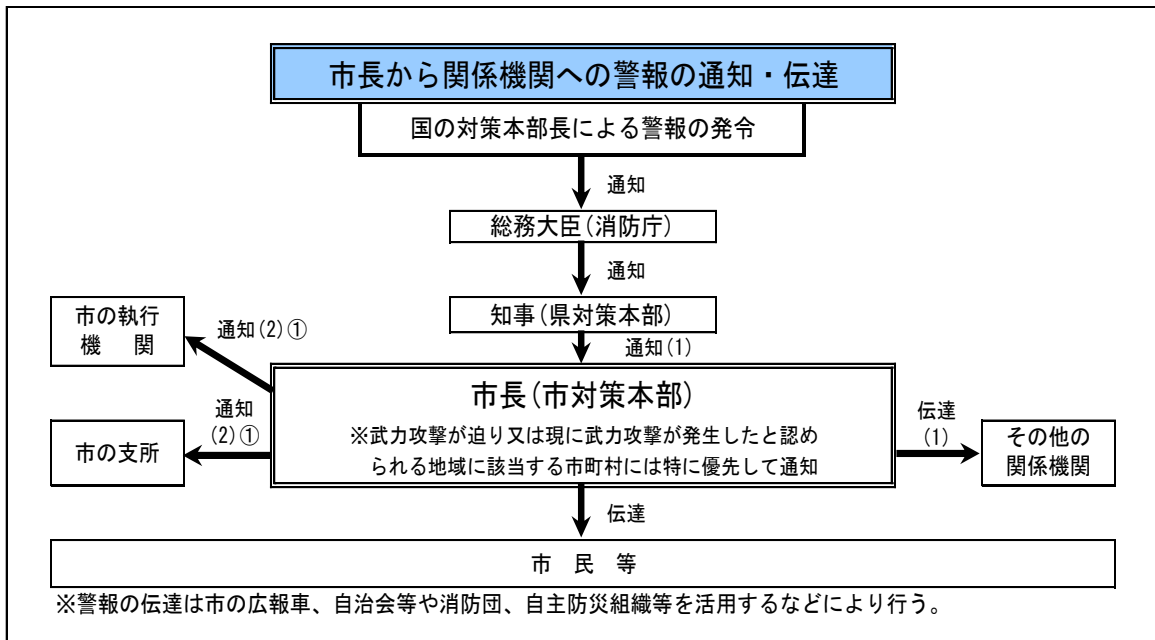
(3) 警報伝達に関する留意事項

市長は、その職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努めるものとする。この場合においては、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者については、避難支援プランを作成するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努めるものとする。

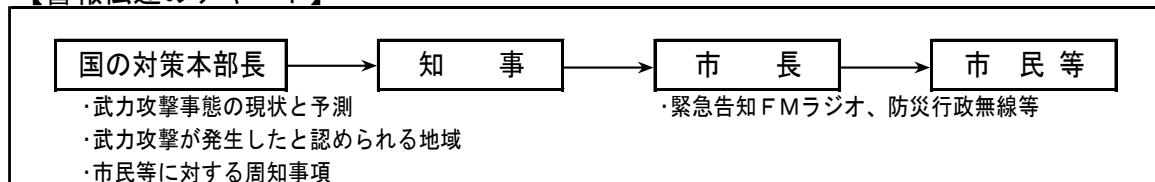
また、市は、交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図るものとする。

(4) 警報の解除の伝達

警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。（その他は警報の発令の場合と同様とする。）



【警報伝達のチャート】



2 緊急通報の伝達及び通知

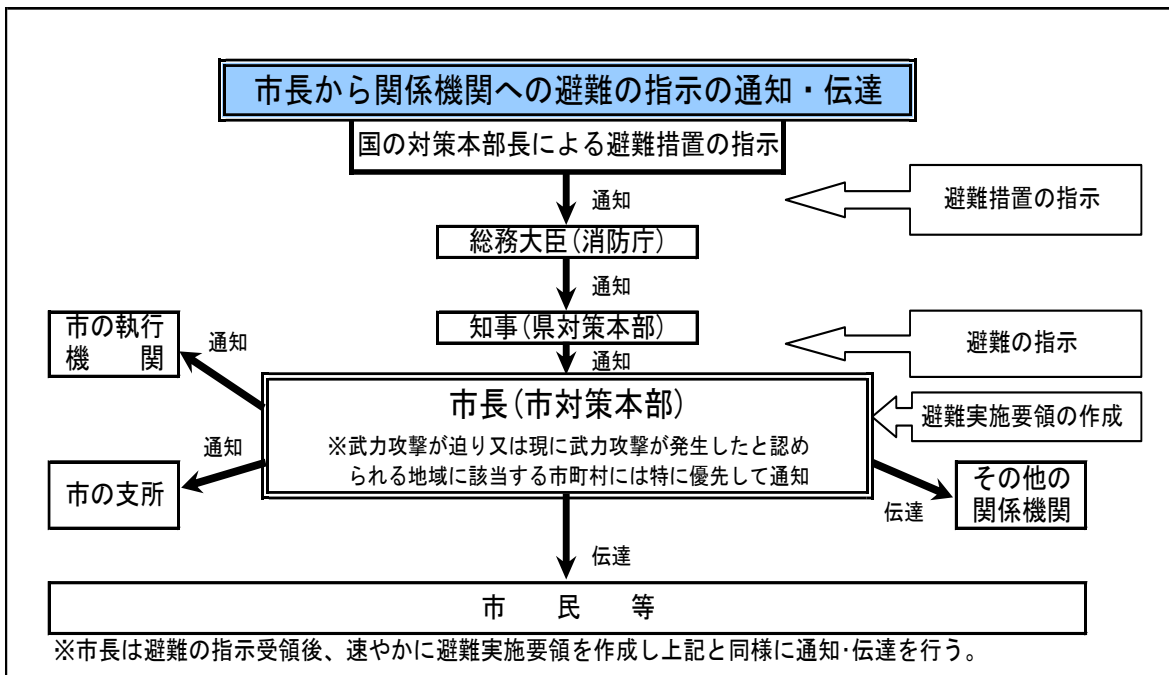
緊急通報の市民等や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の通知方法と同様とする。

第6章 避難住民の誘導等

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が市民等の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

1 避難の指示の通知・伝達

- (1) 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- (2) 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、市民等に対して迅速に伝達する。



2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、消防本部、県、県警察、新潟海上保安本部、自衛隊等の関係機関の意見を聴きつつ、あらかじめ作成した避難実施要領のパターンの中から、的確かつ迅速に避難実施要領を策定するものとする。

なお、積雪期において、避難の経路や交通手段が限定されていることや移動に長時間を要することなどから、避難実施要領の策定に当たっては、道路状況の把握や移動における時間的余裕の確保に十分配慮するものとする。

【避難実施要領に定める事項(法定事項)】

- 1 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- 2 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- 3 避難の実施に関し必要な事項

(2) 避難実施要領の項目及び策定の際の留意事項

- ① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、町内会、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。
- ② 避難先
避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。
- ③ 一時集合場所及び集合方法
避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。
- ④ 集合時間
避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。
- ⑤ 集合に当たっての留意事項
集合後の町内会内や近隣住民間での安否確認、要配慮者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。
- ⑥ 避難の手段及び避難の経路
集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。
- ⑦ 市の職員、消防職員、消防団員の配置等
避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、市の職員、消防職員、消防団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先を記載する。
- ⑧ 高齢者、障がい者、その他の配慮を要する者への対応
高齢者、障がい者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を優先的かつ円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。
- ⑨ 要避難地域における残留者の確認
要避難地域に残留者が出ないように、残留者の確認方法を記載する。
- ⑩ 避難誘導中の食料等の支援
避難誘導中に避難住民へ食料、飲料水、医療、情報などを的確かつ迅速に提供できるよう、それらの支援内容を記載する。
- ⑪ 避難住民の携行品、服装
避難住民の誘導を円滑に実施できるよう必要最低限の携行品、服装について記載する。
- ⑫ 避難誘導から離脱した際、又は問題が発生した際の緊急連絡先を記載する。

- (3) 避難実施要領の策定における考慮事項
- ① 避難の指示の内容の確認
 - 地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態の決定
 - ② 事態の状況の把握
 - 警報の内容や被災情報の分析
特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案
 - ③ 避難住民の概数把握
 - ④ 誘導の手段の把握
 - 屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者による運送）
 - ⑤ 輸送手段の確保の調整（※輸送手段が必要な場合）
 - 県との役割分担、関係運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定
 - ⑥ 避難行動要支援者の避難方法の決定
 - 避難支援プランの策定
 - ⑦ 避難経路や交通規制の調整
 - 具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定、自家用車等の使用に係る調整、道路状況に係る道路管理者との調整
 - ⑧ 職員の配置
 - 各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定
 - ⑨ 関係機関との調整
 - 現地調整所の設置、連絡手段の確保
 - ⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整
 - 県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応

【国の対策本部長による利用指針の調整】

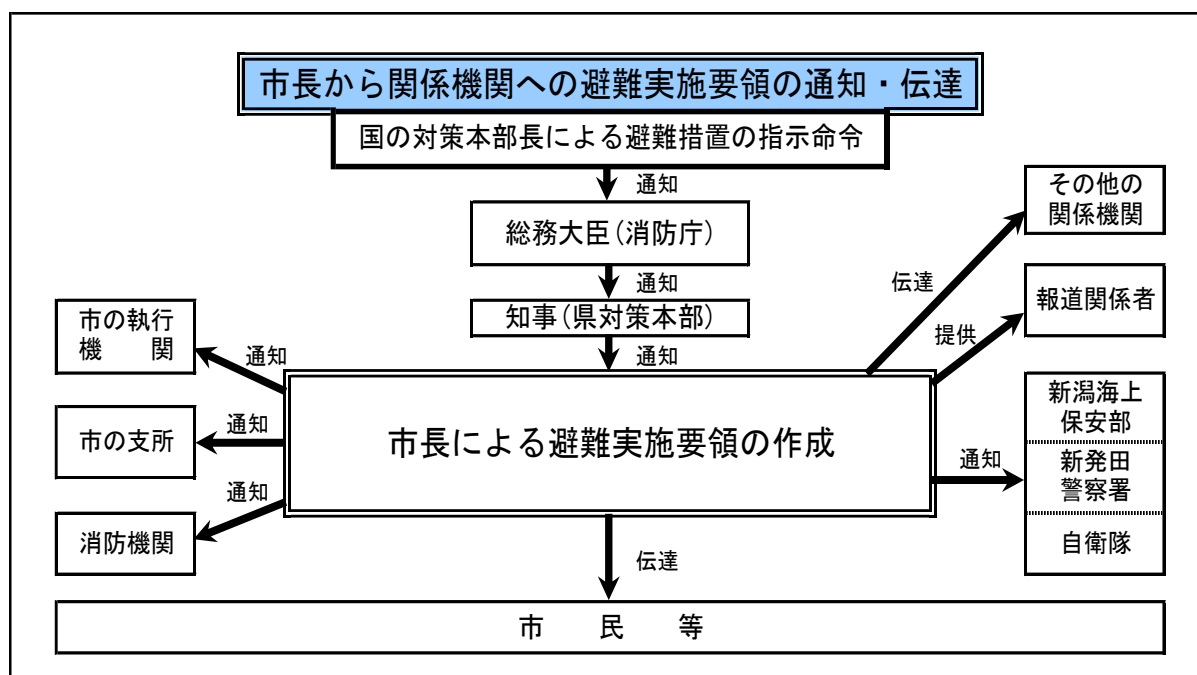
自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、市長は、国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

(4) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を市民等及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、市民等に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の市民等に関係する情報を的確に伝達するように努める。

市長は、直ちにその内容を市の他の執行機関、消防本部消防長、新発田警察署長、新潟海上保安部長及び自衛隊新潟地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を速やかに提供する。



3 避難住民の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、町内会、学校、事業所等を単位として誘導を行うものとする。ただし、緊急の場合にはこの限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に市の職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。

また、市の職員には、市民等に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど、市民等の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

消防本部は、市の避難実施要領に定めるところにより、避難住民の誘導を行うこととされている。この場合、市長は、消防本部の管理者に対し、消防本部消防長等に対して必要な措置を講ずべきことを指示するよう求めるなど必要な連携を図る。このため、平素から市の国民保護計画や避難実施要領のパターンの作成等に当たっては、消防本部やその管理者等と十分な調整を行う。

消防団は消火活動及び救助・救急活動について、消防本部と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、要配慮者に関する情報の

確認や要避難区域内残留者の確認等を担当するなど地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは、十分な対応が困難であると認めるときは、新発田警察署長、新潟海上保安部長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下、警察官等という。）による避難住民の誘導を要請するものとする。

また、警察官等が避難住民を誘導するときに協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、関係機関の有する能力を適切に発揮できるよう十分な意思疎通を行い、所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け（又は、関係機関により現地調整所が設置されている場合は、市の職員を派遣して）、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦、乳幼児、児童及び外国人等への配慮

市長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険制度関係者、障がい者団体のほか、日頃から交際のある近隣住民や自主防災組織、国際交流協会と協力して、要配慮者への連絡、運送手段の確保を的確に行うとともに要配慮者が属する自治会等を単位とした集団避難を行うよう努めるものとする。

また、外国人の避難についても、言葉や習慣等を配慮し、的確な対応を図るよう留意することとする。

(7) 自衛隊施設等の周辺地域における住民の避難

市長は、自衛隊施設等の周辺地域における住民の避難が必要な場合、それらの施設は防衛に係る諸活動の拠点となるなどの特性があることから、避難施設及び避難経路、

輸送手段の確保に当たっては、平時から自衛隊、国の関係機関等と緊密な連携を図る。

(8) 観光施設及び大規模集客施設等における避難

市長は、観光施設及び大規模集客施設にいる多くの人々の避難が円滑に行われるように、施設管理者等に対して、危機管理・自主防災などの備えの見直し、強化を要請するとともに、必要に応じて指導、助言を行う。

また、観光施設及び大規模集客施設等を往来する人々に警報や避難の指示等を速やかに伝達できるように、施設管理者等と連携を緊密にして市広報車両による情報伝達のほか、関係機関等に協力を依頼するなどして、多様な手段を活用した情報伝達体制の強化に協力する。

(9) 新潟・仙台天然ガスパイプライン施設における避難

市長は、新潟・仙台天然ガスパイプライン施設において、武力攻撃災害が発生し、又は発生する恐れがある場合には、避難施設及び避難経路、輸送手段の確保に当たっては、国及び関係機関と緊密な連携を図る。

(10) 石油コンビナート施設等における避難

市長は、隣接する市町に所在する新潟東港工業地帯の石油コンビナート施設、火力発電所等において武力攻撃災害が発生し、又は発生する恐れのある場合には、避難施設及び避難経路、輸送手段の確保に当たっては、国及び県、隣接市町と緊密な連携を図る。

(11) 残留者への対応

避難の指示に従わずに、要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(12) 避難所等における安全の確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力をを行うとともに、県警察と協力し、市民等からの相談に対応するなど、市民等の不安の軽減に努める。

(13) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- 危険動物等の逸走対策
- 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(14) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、市民等に周知徹底を図るよう努める。

(15) 県に対する要請等

市長は、避難誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行うものとする。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難誘導に係る運送手段や救援物資等のニーズについて他の市町村と競合するなどの広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(16) 避難住民の運送等

① 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、市が避難住民の輸送に係る調整を行う場合には、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

② 市の対応

市長は、動員できる車両等を把握しておくとともに、避難時の配車や要員の配置についてあらかじめ定めておくものとする。

なお、市長は、避難時に所要車両等が不足する場合は、輸送人員、輸送区間等を示して知事に応援を要請することとする。

(17) 避難所における市民等の協力

市は、平時から避難所における生活上の心得について、市民等に周知を図るものとする。

- 自治組織の結成とリーダーへの協力
- ごみ処理、洗濯、入浴、トイレ使用等生活上のルール遵守
- 要配慮者への配慮
- その他避難所の秩序維持に必要と思われる事項

(18) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除されたときは、避難住民を復帰させるための誘導その他必要な措置を講じる。

4 避難住民の受入れ

(1) 避難住民の受入れ

市は、避難先地域を管轄する場合は、避難住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、避難住民を受け入れなければならない。

(2) 避難施設の開設

市は、避難先を管轄する場合は、避難住民を収容するため、安全かつ適切な避難所を選定し、開設する。ただし、避難施設として適当な施設がないときには、天幕等を設置し、仮避難所を開設することとする。

なお、その場合、市は、避難所の開設状況について速やかに知事に情報提供を行うこととする。

(3) 被災者に対する配慮

避難所の管理者は、その運営に当たり、保健衛生面はもとより、人権の保護等幅広い観点から、被災者の心身の健康維持及び人権に可能な限り配慮した対策を講ずるよう努めることとする。

5 避難後の状況の変化等に応じた措置

(1) 避難者が増え続ける場合

市は、県と連携のうえ、避難所の管理者を通じて、避難者の動向を常に把握するものとする。地区外からの避難者の流入等により避難所の収容人員を超えて避難者が参集しつつあると判断した場合は、他の余裕ある避難所又は新たに開設した避難所で受け入れるものとし、避難所の管理者を通じて避難者に伝達するとともに、必要に応じて移動のための車両等を手配する。

6 避難の長期化への対処

(1) 市のとるべき措置

市民等の避難が長期化した場合は、市は、県と協力のうえ、避難所運営にあたって以下の点に留意するものとし、高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦、乳幼児、児童、外国人等の特に配慮を要する者の処遇や男女のニーズの違いについて、十分に配慮するものとする。

- 避難者の栄養、健康等の対策
- 避難所の衛生、給食、給水等対策
- 被災者のプライバシー保護、メンタル相談等の対策
- 避難所運営に伴う各機関への協力要請

(2) 避難所における住民の協力

市は、避難所に避難した住民に対し、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止に努め、以下の点について協力するよう要請する。また、市は平素から避難所における生活上の心得について、市民等に周知を図るものとする。

- 自治組織の結成とリーダーへの協力
- ごみ処理、洗濯、入浴、トイレ使用等生活上のルール遵守
- 要配慮者への配慮
- その他避難所の秩序維持に必要と思われる事項

7 避難の指示の解除

市長は、避難の指示が解除されたときは、避難住民を復帰させるための誘導その他の措置を講ずることとする。

【避難実施要領（概要）】

弾道ミサイルによる攻撃の場合

- (1) 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、市民等は屋内に避難することが基本である。

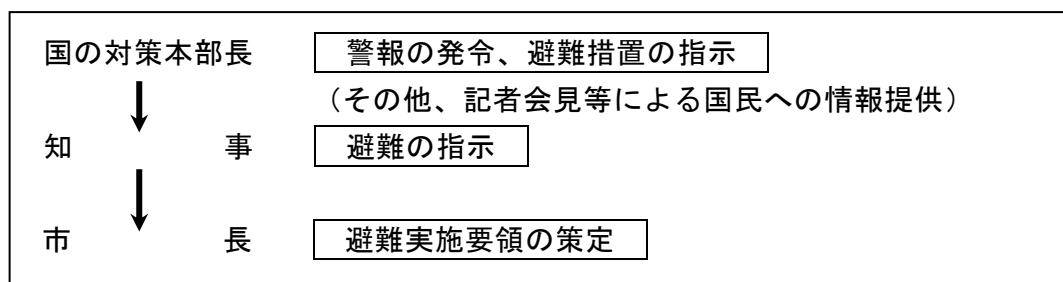
実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設に避難する。

※弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるものとする。

- (2) 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるよう、そのとるべき行動を周知しておくことが主な内容となる。

【措置の流れ】

- ① 国の対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示
- ② 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国の対策本部長がその都度警報を発令



ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

- (1) ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、国の対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に退避住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

- (2) その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、新潟海上保安部等及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、市民等を要

避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、市民等に危害が及ぶ恐れがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

- (3) 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防本部、県、県警察、新潟海上保安部等、自衛隊の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要である。

また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づいた確かな措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。

着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針をもって対応することが必要となる。

このため、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

第7章 救援

1 救援の実施

(1) 救援の実施

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうち、市長が実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

- ① 収容施設の供与
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

市長は、前記(1)で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の都道府県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町村との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

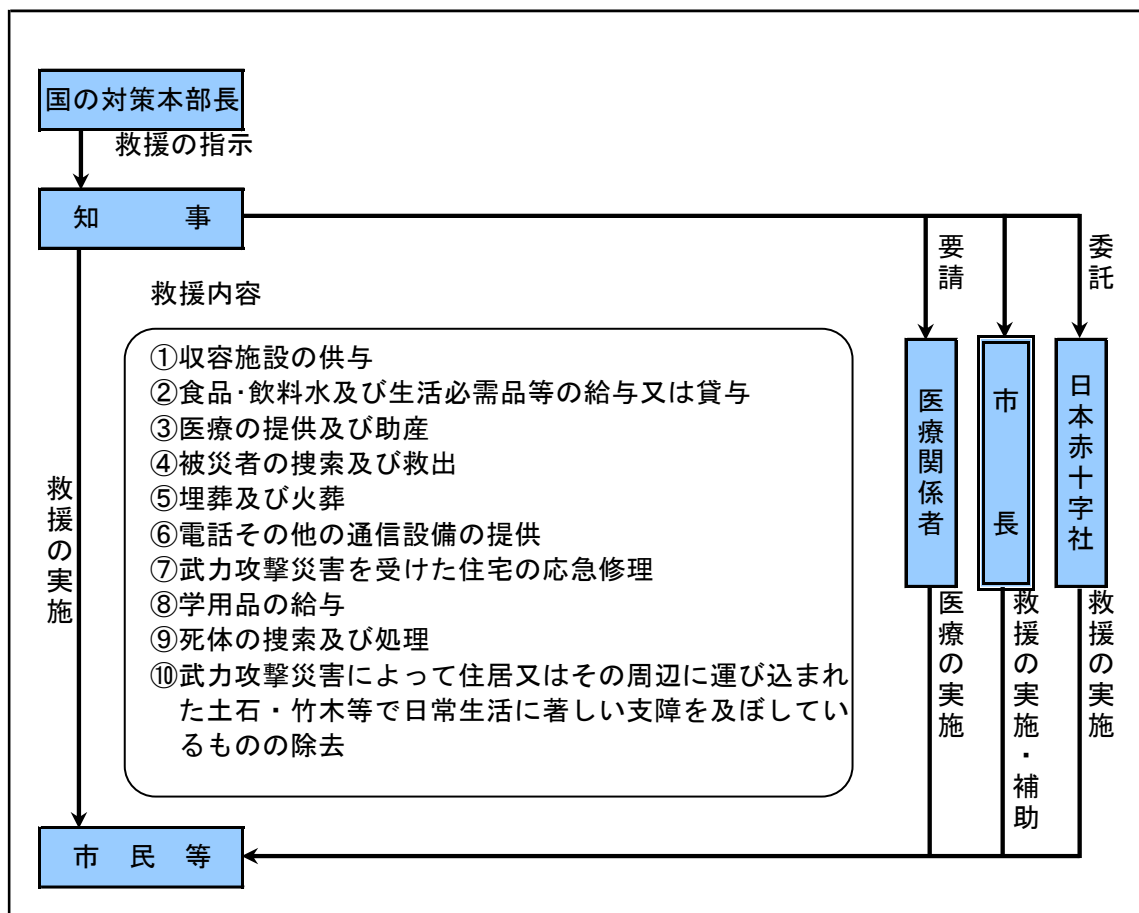
(3) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め等

市長が、事務の委任を受けた場合においては、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対する緊急物資の運送の求めは、避難住民の運送に準じて行う。

【救援フロー図】



3 救援の内容

(1) 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対して、内閣総理大臣に対し特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に

関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

なお、市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料は、第2編第6章第1項に記載された項目を基本とし、必要に応じ、以下の資料を準備する。

【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

・避難のために集約した資料に加えて、次の資料を基礎資料として特に準備

情 報	内 容 等
1 収容施設（避難所（長期避難住宅を含む。）及び応急仮設住宅）として活用できる土地、建物等のリスト	○ 避難住民の収容能力や屋内外別リスト
2 備蓄物資、調達可能物資のリスト	○ 備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト
3 関係医療機関のデータベース	○ 関係医療機関の住所、連絡先等
4 臨時の医療施設として想定される場所等のリスト	○ 臨時の医療施設として想定される場所等の住所、連絡先等
5 墓地及び火葬場所等のデータベース	○ 墓地及び火葬場所等の住所、連絡先等

(3) 救援の内容

市長は、救援の実施に際しては、それぞれ次の点に留意して行う。

① 収容施設の供与	<p>ア 避難所の候補の把握（市民等を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、設置可能な仮設小屋、天幕等とその用地の把握）</p> <p>イ 仮設トイレの設置及び清掃・消毒等の適切な管理</p> <p>ウ 避難所におけるプライバシーの確保への配慮</p> <p>エ 避難住民等の男女のニーズの違いへの配慮</p> <p>オ 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者に対する福祉避難所の供与</p> <p>カ 収容期間が長期にわたる場合の対応（長期避難住宅等(賃貸住宅、宿泊施設の居室等を含む)とその用地の把握）</p> <p>キ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者を収容する長期避難住宅等の供与</p> <p>ク 長期避難住宅等の設置のための資機材等に不足が生じた場合の対応</p>
-----------	---

	ケ 提供対象人数及び世帯数の把握
② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与	<p>ア 食品・飲料水及び生活必需品等の備蓄物資の確認</p> <p>イ 物資の提供体制の整備、流通網の確認、不足が生じた場合の県などへの支援要請</p> <p>ウ 提供対象人数及び世帯数の把握</p> <p>エ 引き渡し場所や集積場所の確認、運送手段の調達、物資輸送の際の交通規制</p>
③ 医療の提供及び助産	<p>ア 医薬品、医療資機材、NBC対応資機材等の所在の確認</p> <p>イ 被災状況（被災者、被災の程度等）の収集</p> <p>ウ 救護班の編成、派遣及び活動に関する情報の収集</p> <p>エ 避難住民等の健康状態の把握</p> <p>オ 利用可能な医療施設、医療従事者の確保状況の把握</p> <p>カ 医薬品、医療資機材等が不足した場合の対応</p> <p>キ 物資の引渡し場所や一時集積場所の確保</p> <p>ク 臨時の医療施設における応急医療体制の確保</p>
④ 被災者の捜索及び救出	<p>ア 被災者の捜索及び救出の実施についての県警察、消防本部及び自衛隊、新潟海上保安部等の関係機関との連携</p> <p>イ 被災情報、安否情報等の情報収集への協力</p>
⑤ 埋葬及び火葬	<p>ア 墓地及び火葬場の被災状況、墓地の埋葬可能数及び火葬場の火葬能力等の把握</p> <p>イ 埋葬及び火葬すべき遺体の所在等についての情報集約体制</p> <p>ウ 関係行政機関等との連携による墓地及び火葬場までの遺体の搬送体制の確保</p> <p>エ 県警察及び新潟海上保安部等との連携による身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等の実施</p> <p>オ 国民保護法第122条及び国民保護法施行令第34条の規定に基づき墓地、埋葬等に関する法律における埋葬及び火葬の手続きに係る特例が定められた場合の対応（厚生労働省が定める同法第5条及び第14条の特例）</p>
⑥ 電話その他の通信設備の提供	<p>ア 収容施設で保有する電話その他の通信設備等の状況把握</p> <p>イ 電気通信事業者等との設置工事の実施等を含めた調整</p> <p>ウ 電話その他の通信設備等の設置箇所の選定</p> <p>エ 視覚障がい者等への対応</p>

⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理	ア 住宅の被災状況の収集体制（被災戸数、被災の程度） イ 応急修理の施工者の把握、修理のための資材等の供給体制の確保 ウ 住宅の応急修理時期や優先箇所の決定 エ 応急修理の相談窓口の設置
⑧ 学用品の給与	ア 児童生徒の被災状況の収集 イ 不足する学用品の把握 ウ 学用品の給与体制の確保
⑨ 死体の捜索及び処理	ア 死体の捜索及び処理の実施についての県警察、消防本部及び自衛隊、新潟海上保安部等の関係機関との連携 イ 被災情報、安否情報の確認 ウ 死体の捜索及び処理の時期や場所の決定 エ 死体の処理方法（死体の洗浄、縫合、消毒等、一時保存（原則既存の建物）及び検案等の措置） オ 死体の一時保管場所の確保
⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	ア 障害物の除去の対象となる住居等の状況の収集 イ 障害物の除去の施工者との調整 ウ 障害物の除去の実施時期 エ 障害物の除去に関する相談窓口の設置

4 医療救護活動

市は、武力攻撃災害が発生した場合、県、医療機関、医療関係機関と密接な情報共有と協力体制の下に、武力攻撃災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。）救護を行う。

なお、実施に当たっては、医療関係者の安全の確保について十分配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講ずるとともに、必要に応じ、県及び指定地方公共機関に支援を要請する。

また、市は県と協力して、武力攻撃災害の発生に伴い精神的に不安定に陥る人に対して、精神医学等の専門家の協力を得てトラウマ等による心のケアの問題に対応するよう努める。

(1) 救護所の設置

- ① 市は、被災状況に応じて救護所予定施設に救護所を設置するものとする。
- ② 市は、医療救護活動が長期間に及ぶと見込まれる場合などに、県に救護センターの設置を要請するものとする。

(2) 救護所の医療救護活動

市は、設置した救護所において以下の医療救護活動を行い、支障が生じた場合は県に支援要請を行うものとする。

- ① 初期救急医療
- ② 災害拠点病院（地域災害医療センター及び基幹災害医療センター）等への移送手配
- ③ 医療救護活動の記録
- ④ 死亡の確認
- ⑤ 救護所の患者収容状況等の活動状況報告

(3) 救護センターの医療救護活動

市は、県が設置した救護センターにおいて、一般医療、歯科医療の他に以下の精神科救護活動を要請するものとする。

- ① 精神科患者の治療
- ② 避難所への巡回診療及び相談
- ③ 精神科医療機関への移送手配

(4) 患者等の搬送

市は、搬送計画に基づく患者、医療従事者及び医療資器材等の搬送体制を確保し、支障が生じた場合には県に支援要請を行うものとする。

(5) 医療資器材等の供給

市は、医療救護活動に必要な医療資器材等の調達を行い、支障が生じた場合には県に支援要請を行うものとする。

5 被災者の捜索及び救出

市は、武力攻撃災害のために生命及び身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者について、被災情報及び安否情報を踏まえ、県警察や消防本部等が行う捜索及び救出活動と連携を図るとともに、安全の確保に十分留意し捜索及び救出を実施する。

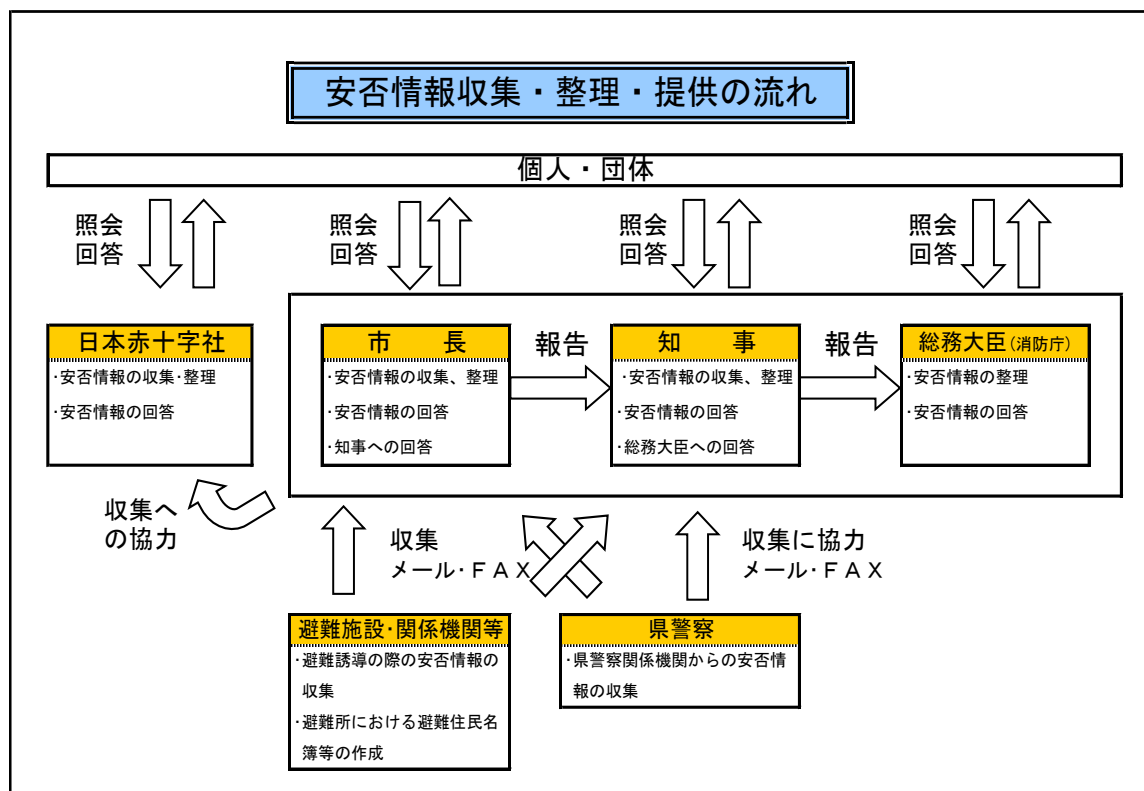
6 遺体の火葬及び埋葬

市は、遺体搬送車両・骨つぼ等が不足する場合には県に要請するものとする。

また、死亡者が多数のため通常の手続きを行っていたのでは、遺体の腐敗等により公衆衛生上の危害が発生する恐れがある場合には、火葬許可手続きを簡略化する措置について、県を通じて厚生労働省に協議するものとする。

第8章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。



1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

安否情報の収集に当たっては、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した市民等については安否情報省令第1条に規定する様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した市民等については同様式第2号を用いて行う。

また、安否情報の収集は、避難誘導の際又は避難所において、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等、市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に、避難者名簿を作成する等により行うものとする。

なお、情報収集は、第2編第4章第3に記載された項目と同様とする。

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、あらかじめ把握してある医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有している関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を求めるものとする。

また、市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合には、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。

この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨が分かるように整理しておく。

2 県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号（第2編第4章3に掲載のとおり）の内容を安否情報システムを利用して報告し、安否情報システムが利用できない場合は、様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

① 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に市民等に周知する。

② 市民等からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。その際、本人確認を行うため、照会者に対し本人であることを証明する書類（運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住基カード等）を提出又は提示させる。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、メールなどでの照会も受け付ける。

③ 窓口以外での照会に対しては、照会者の住所、氏名、生年月日及び性別について、照会者の住所地所在市町村が保有する住民基本台帳と照合することにより、本人確認を行うこととする。

様式第4号（第3条関係）

安否情報照会書

年 月 日

総務大臣
（都道府県知事） 様
（市町村長）

申請者
住所(居所) _____
氏 名 _____

下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。

照会をする理由 (○を付けて下さい。③の場合は、理由も記入願います)	①被照会者の親族又は同居者であるため ②被照会者の知人（友人、職場関係者及び近隣住民）であるため ③その他 ()	
備 考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住 所	
	国 籍 <small>(日本国籍を有しない者に限る)</small>	日本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
※申請者の確認		
※備 考		

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
4 ※印の欄には記入しないこと。

(2) 安否情報の回答

- ① 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、原則として被照会者の同意に基づき、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃被害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- ② 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じて、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。
- ③ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

様式第5号（第4条関係）

安否情報回答書

様	年 月 日	
総務大臣 （都道府県知事） （市町村長）		
年 月 日付で照会のあった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否か		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住 所	
	国 籍 <small>（日本国籍を有しない者に限る。）</small>	日本 その他（ ）
	その他個人を識別するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には、「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入したうえで、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「現在の居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」を記入すること。

(3) 個人情報保護への配慮

- ① 市は、安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを市の職員に周知徹底するとともに、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、前記3(2)・(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第9章 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常への対応とともに、特殊な災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する市の職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 市長への通報

消防吏員等は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、県警察の協力を得つつ、当該兆候について事実関係の確認を行い、速やかにその旨を市長に通報することとされている。

(2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員及び警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生する恐れがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第10章 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、緊急の必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であることから、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示

(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、緊急の必要があると認めるときは、市民等に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により「現地調整所」を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、市の職員を早急に派遣し、）関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

また、退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、緊急の必要がある場合に地域の実情に精通している市長が独自の判断で市民等を一時的に退避させるものとする。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、市民等に危険が及ぶことを防止するため、県対策本部による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、市長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の市民等に退避の指示をする。

【退避の指示（一例）】

- 「〇〇町×丁目、〇〇町×丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、一時退避すること。
- 「〇〇町×丁目、〇〇町×丁目」地区の住民について、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

なお、市長は、市民等に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、屋内への退避を指示する。屋内への退避は、次のような場合に行うものとする。

- ① NBC攻撃と判断されるような場合において、市民等が何らの防護手段がなく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき。
- ② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれる恐れが少ないと考えられるとき。

(2) 退避の指示に伴う措置等

- ① 市は、退避の指示を行ったときは、市の広報車等により速やかに市民等に伝達す

るとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。

また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

なお、退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

- ② 市長は、知事及び警察官等から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実態に即し、必要な活動について調整を行う。
- ③ 市は、緊急の場合には、警察官等に対し、退避の指示を行うことを要請する。

(3) 安全の確保等

- ① 市長は、避難の指示を市民等に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないように国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防本部、県警察等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。
- ② 市の職員が退避の指示にかかる地域において活動する際には、消防本部及び県警察、自衛隊との調整により、安全確認を行った上で活動するとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、又地域からの脱出方法等の確認を行う。
- ③ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章を交付し着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民等からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、市民等の生命又は身体に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

警戒区域の設定については、武力攻撃災害に伴う目の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している市長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設ける。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については、罰則を科して履行を担保する点で避難の指示とは異なる。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

- ① 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察や自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。

また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。NBC兵器を用いた攻撃等に汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を

設定する。

- ② 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、市の広報車等を活用し、市民等に広報・周知する。

また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

- ③ 警戒区域内には、必要と認める場所に市の職員を配置し、県警察や消防機関等と連携して、車両及び市民等が立ち入らないよう必要な措置をとるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有に基づき、緊急時の連絡体制を確保する。
- ④ 市長は、知事又は警察官等から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。
- ⑤ 市は、緊急の場合には、警察官又は海上保安官に対し、警戒区域の設定を行うことを要請する。

(3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員等の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等

(1) 市長の事前措置等

市長は、武力攻撃災害が発生する恐れがあるときは、武力攻撃災害を拡大させる恐れがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用
- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

4 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置

市長は、消防本部による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

市長は、武力攻撃災害から市民等を保護するため、消防職員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消防本部に対し、国民保護法、消防法、消防組織法その他の法令に基づく消火活動、救助・救急活動等を通じた武力攻撃災害の防除・軽減を要請する。

また、消防団は、市長の指示により情報収集や消防警戒区域の設定や消防本部の活動支援等、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じた活動を行う。

(3) 消防相互応援協定に基づく応援要請

市長は、市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、協定市町村長に対し、相互応援協定に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊の応援要請

市長は、前記(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合、または武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、「緊急消防援助隊運用要綱」に基づき、知事に対し又は知事に連絡が取れない場合には、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受け入れに関して必要な事項の整備を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防本部消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防本部とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

- ① 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対して、二次被害が生じることがないように国の現地対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、すべての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。
- ② その際、市長は、必要により現地に市の職員を派遣し、消防本部、県警察、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。
- ③ 市長は、被災地以外の市長として、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けた場合は、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。
- ④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と協力し、その活動支援を行うなど消防団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- ⑤ 市長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防団員、水防団員等に対し、必ず特殊標章を交付し着用させるものとする。

第11章 生活関連等施設等における災害への対処等

市は、生活関連等施設、石油コンビナート施設、火力発電所などの特殊な対応が必要となる対処について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市及び近接市町村に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防本部への支援要請

市は、生活関連等施設の管理者から消防本部に対する支援の求めがあったときは、消防本部に対して必要な支援を要請する。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ県警察、消防本部その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

危険物質等について、市長が命ずることができる対象及び措置は次のとおりとする。

【市長が命ずることができる危険物質等の対象と措置】

対 象	消防本部等所在市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの。（国民保護法施行令第29条）
-----	---

措 置	① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限。 (国民保護法103条第3項第1号) ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止 又は制限。(国民保護法第103条第3項第2号) ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃業。(国民保護法第103 条第3項第3号)
-----	---

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求めるほか、前記(1)の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第12章 NBC攻撃による災害への対処等

市は、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、NBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本とし、それに加えて、特に、対処の現場における初動的な応急措置を以下のとおり講ずる。

(1) 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の市民等に対して、退避を指示し、又は、警戒区域の設定を行う。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防本部、県警察、新潟海上保安部等、自衛隊、医療関係者等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は市の職員を派遣させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の市の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

① 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による被害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行

いつつ、活動を実施させる。

② 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

なお、天然痘等の生物剤は、人に知られることなく、散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法により把握することは困難であるため、保健衛生部局と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び感染地域への作業に協力することとする。

③ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

(5) 市長の権限

市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

	対象物件等	措 置
第1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ○移動の制限、移動の禁止、廃棄
第2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ○使用の制限又は禁止、給水の制限又は禁止
第3号	死体	○移動の制限、移動の禁止
第4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	○廃棄
第5号	建物	○立入りの制限、立入りの禁止、封鎖
第6号	場所	○交通の制限、遮断

市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。

ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由

3	当該対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

(6) 要員の安全の確保

市長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対応を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第13章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 被災情報の収集

- (1) 市は、電話、市防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- (2) 市は、情報収集に当たっては消防機関、県警察、新潟海上保安本部等との連絡を密にするとともに、特に消防機関に対し、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集の要請を行う。

2 被災情報の報告

- (1) 市は、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、被災情報の第一報を県に報告するものとし、その後は、県が消防庁に報告を行う方法に準じて、県に被災情報を報告するものとする。

第14章 保健衛生の確保

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保対策

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、市地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し、医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦、乳幼児、児童等その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県と連携し、感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止するため、県と連携し、飲料水、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

① 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての市民等に対して情報提供を実施する。

② 市は、市地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

③ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する又は、不足すると予測される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

(5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の市民等の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

2 廃棄物の処理対策

(1) 廃棄物処理の特例

- ① 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。
- ② 市は、前記①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

- ① 市は、市地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針（改定版）」（平成30年3月環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。
- ② 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は不足すると予測される場合については、県に対して他の市町村及び関係団体による応援等に係る要請を行う。

第15章 ボランティア受入れ計画

市は、避難した市民等の救援等に関するボランティア活動が円滑に行われるよう、関係団体の協力により、市災害ボランティアセンターを設置・運営するとともに、安全等を十分に確保したうえで、以下により対応を行う。

1 市災害ボランティアセンターの設置

市は、武力攻撃災害等が発生したときは、必要に応じて関係団体に協力を要請し、市災害ボランティアセンターを設置するものとする。

また、市は、地域のボランティア団体や関係団体等との連携を図り、あらかじめ市災害ボランティアセンターの設置について、場所や担当者を指定しておくものとする。

2 市災害ボランティアセンターの活動への支援

市は、関係団体の協力により市災害ボランティアセンターが被災者のボランティアニーズの把握、現地に参集したボランティア活動希望者の受入れ、登録、協力要請、資機材の調達などを行う場合に必要な支援を行うよう努めるものとする。

また、市災害ボランティアセンターは、必要に応じて、県ボランティア本部に対し、ボランティアの派遣要請を行うものとする。

第16章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書(以下「特殊標章等」という。)を交付及び管理することになるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

【特殊標章等の意義】

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、それぞれ国民の保護のために重要な役割を担う医療行為及び国民保護措置を行う者及びその団体、その団体が使用する場所若しくは車両、船舶、航空機等を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

(1) 特殊標章等（法第158条）

ア 特殊標章

第一追加議定書第66条第3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）。

イ 身分証明書

第一追加議定書第66条第3に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり）。

ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用される場所等。



(オレンジ色地に青の正三角形)

 <p>(この証明書を交付等する許可権者の名を記載するための余白)</p> <p>身分証明書 IDENTITY CARD</p> <p>国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel</p> <p>氏名/Name</p> <p>生年月日/Date of birth</p> <p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I)によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</p> <p>交付等の年月日/Date of issue 証明書番号/No. of card</p> <p style="text-align: center;">許可権者の署名/Signature of issuing authority</p> <p>有効期間の満了日/Date of expiry</p>	身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair
	<p>その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type</p> <p style="text-align: center;">所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER</p>		
印章/Stamp		所持者の署名/Signature of holder	

(国民保護措置に係る職務等を行う者用の身分証明書のひな形)

(2) 特殊標章等の交付及び管理

市長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）に基づき、具体的な交付要綱を作成したうえで、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

市長

- 国民保護措置に係る職務を行う市の職員
- 消防団長及び消防団員
- 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

水防管理者

- 水防団長及び水防団員
- 水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における特殊標章及び赤十字標章等の使用の意義及びそれを使用するに当たっての濫用防止のための規定等について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第4編 原子力発電所における武力攻撃事態等への対処

第1章 原子力発電所における武力攻撃事態等への対処

新潟県には、東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所が立地している。

原子力発電所への武力攻撃（武力攻撃原子力災害）が発生した場合、建造物等の破壊、火災等の他、放射性物質又は放射線（以下「放射性物質等」という。）の発電所外への放出に伴う被害が発生するおそれがあることから、原子力発電所への武力攻撃に対する平常時の備えから事後対策まで一連の措置に関して、法の規定する事項等について本編において定め、的確な国民保護措置を講ずるものとする。

1 武力攻撃原子力災害に対する基本姿勢

(1) 基本姿勢

市は、国、県、県内各市町村、原子力事業者、その他防災関係機関と相互に連携しながら、平素から、東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所（以下「原子力発電所」という。）を目標にした武力攻撃を想定し、防護に備えることとする。

市は、原子力発電所に対して武力攻撃が発生したときは、国、県、県内各市町村、原子力事業者、その他防災関係機関と緊密な連携のもと、正確な情報収集及び伝達に努めるとともに、対策本部等実施体制の迅速な確立を図る。

市は、国、県からの情報に基づき武力攻撃事態の推移を見極め、国、県、県内各市町村、原子力事業者、その他防災関係機関とともに、放射性物質等の放出による被害等を最小にするための応急対策及び事後対策を的確かつ迅速に実施し、住民の生命、身体及び財産の保護に最大限の努力を行う。

原子力事業者は、原子力発電所に対し武力攻撃が発生した場合又はそのおそれがある場合には、国からの命令により原子炉の運転を停止し、又は事態の緊急性若しくは県からの要請等を考慮のうえ自らの判断により原子炉の運転を停止するなど、放射性物質等の放出を防止するため必要な措置を講ずるものとされている。

なお、武力攻撃原子力災害に係る上記措置の実施にあたっては、本計画に定めのない事項については、原則として市地域防災計画（風水害等対策編 第2編 個別対策編 第7章 原子力災害対策）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

2 武力攻撃原子力災害への備え

(1) 原子力事業者の体制整備

- ① 原子力事業者は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき、原子力発電所の安全を確保するため、侵入者を防止する障壁の設置、施設の巡視及び監視等についてあらかじめ定めるなど、警戒体制に関し所要の措置を講ず

るものとされている。

- ② 原子力事業者は、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）による原子力事業者防災業務計画の検証に努めるとともに、武力攻撃原子力災害への対処のために必要な事項については国民保護業務計画等で定めることにより、武力攻撃原子力災害に際し、原子力防災管理者（原災法第9条第1項の原子力防災管理者をいう。以下同じ。）が的確かつ迅速に所要の措置を講じられる体制を整備するものとされている。

(2) 原子力発電所の警備の強化

市長は、武力攻撃原子力災害の発生を防止するため必要があると認めるときは、知事に対し、原子力防災管理者が警備の強化、防護施設の改善等安全確保のために必要な措置を講ずることを要請するよう求める。また、特に必要と認めるときは、直接、原子力防災管理者に要請する。

(3) 環境放射線モニタリング体制の強化

市は、武力攻撃事態等において放射性物質等が放出され、又はそのおそれがある場合に、原子力発電所の周辺環境の放射性物質又は放射線に関するデータの迅速な収集及び提供を行うことができるよう、市地域防災計画（風水害等対策編 第2編 個別対策編 第7章 原子力災害対策）の定め例により、県の行う環境放射線モニタリングに協力する。

(4) 被ばく医療体制の強化

県は、武力攻撃原子力災害が発生した場合の医療体制について、県地域防災計画（風水害等対策編 第2編 個別対策編 第7章 原子力災害対策）の定め例により、緊急時医療本部を設置し、適切な緊急被ばく医療活動を行うことができる体制を整備するものとされている。

また、市は県の行う緊急被ばく医療体制の強化、県内の医療機関における被ばく患者受入れ体制の充実等に協力するとともに、平素から連携を図る。

(5) 医療活動用資機材等の整備

市は、県と連携し、武力攻撃原子力災害の発生に備え、医療活動用資機材のほか、安定ヨウ素剤等、放射性物質の防除に必要な物資の備蓄及び調達体制の整備に努める。

(6) 武力攻撃原子力災害に備えた訓練

市は、関係機関と連携し、平常時から原子力施設に対する具体的な武力攻撃を想定し、原子力発電施設の破壊工作が進行する事態、武力攻撃により原子力発電所との通信が遮断される事態等における国民保護措置の実施方法について検討し、国、県と一体となって住民避難等の応急対策等の訓練を実施する。

3 通報等及び実施体制の確立

(1) 武力攻撃の兆候の通報等

① 原子力事業者が行う通報

原子力事業者は、原子力発電所において、武力攻撃及び武力攻撃災害の兆候を発見した場合は、直ちに原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、国、県、市町村その他必要な機関に通報するものとされている。

② 知事が行う通知

知事は、上記①の通報を受けた場合は、直ちに国（原子力規制委員会・消防庁）、原子力防災専門官等、上記の通報先以外の市町村長、県警本部長、第九管区海上保安本部長に通知又は確認するものとされている。

③ 市長が行う通知

市長は、上記の通報を受けた場合は、市地域防災計画（風水害等対策編 第2編 個別対策編 第7章 原子力災害対策）の定め例により、直ちに県、原子力防災専門官等へ通知又は確認する。

(2) 放射性物質等の放出等の通報等

① 原子力防災管理者が行う通報

原子力防災管理者は、次に掲げる場合は、直ちにそれぞれに掲げる機関に通報するものとされている。

ア 武力攻撃によって原子力発電所から放射性物質等が外部に放出され、又は放出されるおそれがあると認める場合

- ・内閣総理大臣
- ・原子力規制委員会
- ・新潟県知事
- ・柏崎市長
- ・刈羽村長
- ・その他の県内市町村長
- ・新潟県警察本部長
- ・柏崎市消防本部消防長
- ・柏崎警察署長
- ・新潟海上保安部長
- ・その他市地域防災計画（風水害等対策編 第2編 個別対策編 第7章 原子力災害対策）で定める関係機関等

イ 武力攻撃によって、県の区域内で事業所外運搬に使用する容器から放射性物質等が外部に放出され、又は放出されるおそれがあると認める場合

- ・内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣
- ・新潟県知事
- ・当該事実が発生した場所を管轄する市町村長、警察本部長、消防本部消防長、海上保安部長

② 知事が行う通知等

ア 知事は、上記①の通報を受けたときは、直ちに上記①の通報先市町村以外の市町村及び関係指定地方公共機関並びに県内各消防本部にその旨を通知するものとされている。

イ 知事は、上記①の通報を受けたときは、状況を勘案のうえ、必要に応じて自衛隊に対してその旨を通知するものとされている。

ウ 上記①の通報によらず、知事が放射性物質等の放出を認める場合には、直ちに内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬にかかる事実の場合は内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣）にその旨を通報するものとされている。

エ 知事は、内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬にかかる事実の場合は内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣）から放射性物質等の放出について通知を受けたときは、直ちに関係指定地方公共機関に対しその旨を通知するものとされている。

③ 市長が行う通知等

ア 市長は、上記①の通報を受けたときは、市地域防災計画（風水害等対策編 第2編 個別対策編 第7章 原子力災害対策）の定め例により、直ちに県、原子力防災専門官等へ通知又は確認する。

イ 上記①の通報によらず、市長が放射性物質等が放出され、又は放出されるおそれがあると認める場合には、直ちに原子力事業者にその内容を確認するとともに、内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬にかかる事実の場合は内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣）及び県にその旨を通報する。

(3) 緊急事態連絡室の設置

市長は、武力攻撃事態等の認定前において、原子力事業者から上記の通報を受けた場合又は自ら武力攻撃の兆候を発見し、若しくは武力攻撃による放射性物質の放出又は放出するおそれがあることを確認し、必要と認めるときは、第2編第1章2に基づき、緊急事態連絡室を速やかに設置する。

緊急事態連絡室においては、事態の進展に備え要員の派遣、各種対策の準備を行う。

(4) 緊急通報の発令

知事は、原子力事業者から武力攻撃災害の兆候を発見した旨の通報を受けた場合又は自ら武力攻撃災害の兆候を発見し、若しくは武力攻撃災害による放射性物質の放出を確認した場合において、住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、緊急通報を発令するものとされている。

また、知事は、緊急通報を発令した場合には速やかに国対策本部長にその内容を報告するものとされている。

(5) 市対策本部の設置

市長は、緊急事態連絡室を設置した後に政府において事態認定が行われ、市対策本

部を設置すべき市の指定があった場合は、直ちに市対策本部を設置する。

市対策本部を設置したときは、緊急事態連絡室は廃止する。また、市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく措置が講じられている場合には、必要な調整を行う。

(6) 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め

市長は、武力攻撃原子力災害の発生等に際し、国民の保護のための措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、防衛大臣に自衛隊の部隊等の派遣を要請するよう求める。

(7) 市長による安全確保措置の要請

市長は、武力攻撃原子力災害の発生又はその拡大を防止するため、必要であると認めるときは、知事に対し、関係する指定行政機関の長が必要な措置を講ずることを要請するよう求める。

市長は、武力攻撃原子力災害の発生又はその拡大を防止するため、特に必要であると認めるときは、原子力事業者に対し、国、県を通じて、又は直接、原子炉の運転停止その他の施設の安全の確保のために必要な措置を講ずるよう要請する。

(8) 国の命令による原子炉の運転停止

原子力事業者は、国において武力攻撃の情報を総合的に判断し、原子炉の運転停止の命令が行われた場合は、直ちに原子炉の運転を停止するものとされている。

(9) 原子力事業者の判断による原子炉の運転停止

原子力事業者は、緊急を要する場合には、国の運転停止命令を待たずに、運転マニュアル等に基づき、自らの判断により原子炉の運転を停止するものとされている。

(10) 武力攻撃原子力災害の公示の通知

① 国対策本部の公示

国の対策本部長は、武力攻撃に伴い原子力発電所から放射性物質等が放出され、又は放出されるおそれがある場合で、住民の生命、身体又は財産に危険が生ずるおそれがあると認めるときは、直ちに次に掲げる事項の公示を行い、総務大臣は、知事にその内容を通知するものとされている。

- ・武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するための応急対策を実施すべき区域
- ・武力攻撃原子力災害に係る事態の概要
- ・応急対策実施区域内の住民、公私の団体に周知させるべき事項

② 知事が行う通知

知事は、総務大臣から公示の通知を受けたときは、防災行政無線、一斉ファクス等により、次に掲げる関係者に公示の内容を通知するものとされている。

- ・柏崎市長
- ・刈羽村長

- ・その他の県内市町村長
- ・柏崎市消防本部消防長
- ・その他の県内消防本部消防長
- ・指定地方公共機関
- ・県の地域機関
- ・その他必要な関係機関

③ 市長が行う通知

市長は、知事から公示の通知を受けたときは、警報の内容の通知に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知する。

4 応急対策等

(1) 放射性物質等の放出等に係る事業者の応急措置等

① 原子力防災管理者の応急措置

原子力防災管理者は、武力攻撃に伴い本章3（2）に規定する放射性物質等の放出等が発生した場合には、国民保護法で準用する原災法（以下「準用原災法」という。）の規定により、直ちに原子力防災組織に武力攻撃原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急措置を行わせるものとされている。

② 応急措置等の報告等

原子力事業者は、準用原災法の規定により、内閣総理大臣、原子力規制委員会、知事、柏崎市長、刈羽村長（事業所外運搬に係る事象の場合は内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、知事、当該事実が発生した場所を管轄する市町村長）に対し、①の規定による措置の概要及び放射性物質等の放出状況又は放出の見通し等を報告するものとされている。

(2) 応急対策

① 応急対策の内容

市長は、国の対策本部長が武力攻撃原子力災害の公示を行った場合は、関係機関とともに、次に掲げる応急対策を実施する。

- ・ 公示の内容その他武力攻撃原子力災害に関する情報の伝達及び住民の避難に関する事項
- ・ 放射線量の測定その他武力攻撃原子力災害に関する情報の収集に関する事項
- ・ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- ・ 施設及び設備の整備及び点検並びに応急の復旧に関する事項
- ・ 犯罪の予防、交通の規制その他当該武力攻撃原子力災害を受けた地域における社会秩序の維持に関する事項
- ・ 緊急輸送の確保に関する事項
- ・ 食糧、医薬品その他の物資の確保、居住者等の被ばく放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去その他の応急措置の実施に関する事項
- ・ その他武力攻撃原子力災害の発生又は拡大の防止を図るための措置に関する事

項

② 応急対策の実施

ア 市長は、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、知事から所要の応急対策の実施の指示を受けた場合は、消防本部及び関係機関に連絡するとともに、県と連携して応急対策を行う。

イ 市長は、応急措置、応急対策及び情報の収集を行う者の安全の確保に十分配慮するものとする。

ウ 原子力事業者は、準用原災法の規定により、知事、市町村長その他の執行機関が実施する応急対策が迅速かつ的確に行われるようにするため、原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講ずるものとされている。

(3) 情報の伝達

知事、市町村長及び県警察本部長は、それぞれが実施する応急対策等について、それぞれ次の①から③により伝達するものとされている。

① 知事が行う通知

知事は、応急対策の実施を決定したときは、防災行政無線、一斉ファクス等により、次に掲げる関係者に公示の内容を通知するものとされている。

- ・ 柏崎市長
- ・ 刈羽村長
- ・ その他の県内市町村長
- ・ 柏崎市消防本部消防長
- ・ その他の県内消防本部消防長
- ・ 指定地方公共機関
- ・ 県の地域機関
- ・ その他必要な関係機関

② 市長が行う通知

市長は、国対策本部の公示により、応急対策を実施すべき地域として指定された地域を管轄する場合において、知事から上記の通知を受けたときは、速やかに次に掲げる者に対し、防災行政無線等あらかじめ定める方法によりその内容を通知する。

- ・ 住民
- ・ 自主防災組織、自治会、町内会、消防団等
- ・ その他必要な関係機関

③ 県警察が行う伝達

県警察は、市町村と協力し、住民に対する迅速かつ的確な応急対策の内容の伝達に努めるものとされている。

④ 指定公共機関等が行う伝達

知事は、指定公共機関等に対し、迅速かつ的確な応急対策の内容の伝達に努めるよう要請するものとされている。

(4) 住民の避難等

① 住民避難等の準備

市長は、武力攻撃原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、モニタリング結果、プラントの状況、気象情報等、必要な情報を遅滞なく把握・分析し、国、県及び県内他市町村と協議し、住民避難等の準備に着手する。

② 避難の指示

ア 武力攻撃原子力災害が発生し、または発生するおそれがある場合の原子力事業所周辺地域における住民の避難について、国の基本指針において国の対策本部長は次のような措置を講ずるものとされている。

- ・避難準備区域（UPZ）に相当する地域外については、事態の推移等に応じ必要があると認めるときは、避難準備区域（UPZ）に相当する地域と同様に、まずは屋内避難を指示するとともに、その後の事態の推移等に応じ必要があると認めるときは、武力攻撃の状況に留意しつつ、他の地域への避難等を指示するものとする。
- ・屋内避難については、コンクリート建屋への屋内避難が有効であることに留意するものとする。

イ 市長は、知事から避難の指示があったときは、当該指示の内容及び避難住民の状況、要避難地域の地理的特性、輸送手段の確保状況等を踏まえ、避難経路、輸送手段、交通規制の方法等について迅速に調整を行い、避難実施要領を策定し、住民の避難誘導を行う。

③ 退避の指示

ア 市長は、原子力発電所に対する武力攻撃の事実を発見した場合等において、事態の状況により、知事の避難の指示を待つかまがないときは、必要と認める地域の市民等に対し、避難指示を待たずに退避の指示を行うとともに、その旨を知事に通知する。

イ 知事は、緊急の必要があると認めるときは、自らアに定める退避の指示を行うとともに、その旨を市町村長に通知するものとされている。

(5) 警戒区域の設定

① 市長は、武力攻撃原子力災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、武力攻撃原子力災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該警戒区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該警戒区域からの退去を命ずることができる。

② 知事は、武力攻撃原子力災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、自ら前項に規定する措置を講ずることができるものとされている。この場合は直ちに、その旨を市町村長に通知するものとされている。

(6) 環境放射線モニタリングの実施

県は、武力攻撃原子力災害が発生した場合には、県民等の生命及び身体を保護する

ため、次に掲げる環境放射線モニタリングの強化等を行い、住民の避難又は退避、飲料水、飲食物等の摂取制限等の防護対策に必要な情報を提供するものとされており、市は、県が行うこれらの活動に協力する。

(7) 緊急被ばく医療への協力

市は、県が設置する救護所の運営を支援するほか、必要に応じて県が行う緊急被ばく医療の実施に協力する。

(8) 飲料水、飲食物の摂取制限等

市は、市地域防災計画（風水害等対策編 第2編 個別対策編 第7章 原子力災害対策）の定め例により、国及び県の指導、助言及び指示並びに放射性物質による汚染状況調査に基づき、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限等及びこれらの解除に関して必要な措置をとるとともに、汚染農林水産物等の採取の禁止、出荷規制等及びこれらの解除に関して必要な措置を行う。

また、市は、代替飲料水・飲食物の供給等に関して、県と協力のうへで応急措置を講ずる。

(9) 事後対策の実施

① 事後対策の内容

市長は、公示を取り消す旨の公示がされた場合は、知事、他の市町村長、その他の執行機関、関係する指定公共機関及び指定地方公共機関、原子力事業者とともに、次に掲げる事後対策を実施する。

- ・ 応急対策実施区域その他所要の区域における放射性物質の濃度若しくは密度又は放射線量に関する調査
- ・ 居住者等に対する健康診断及び心身の健康に関する相談の実施その他医療に関する措置
- ・ 放射性物質による汚染の有無又はその状況が明らかになっていないことに起因する商品の販売等の不振を防止するための、応急対策実施区域等における放射性物質の発散の状況に関する広報
- ・ その他、武力攻撃原子力災害の発生若しくは拡大の防止又は武力攻撃原子力災害の復旧を図るための措置に関する事項

② 事後対策を行ううへでの措置

ア 市長は、応急措置、応急対策及び事後対策を講ずる者の安全の確保に十分配慮する。

イ 原子力事業者は、準用原災法の規定により、知事、市町村長その他の執行機関が実施する事後対策が迅速かつ的確に行われるようにするため、原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講ずるものとされている。

第5編 復旧に関する計画等

第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講ずることとし、応急の復旧に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をしたうえで、その管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等、関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。

また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、県を通じて総務省にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

(1) 市が管理するライフライン施設の応急の復旧

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 輸送路の確保に関する応急の復旧

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針に従って県と連携して実施する。

(2) 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。

また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、水の安定供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について以下のとおり定める。

1 被災者のための相談、支援等

(1) 相談所の開設

市は、避難所及び市役所などに被災者のための相談所を速やかに設置するものとする。

(2) 相談所の運営

市は、被災者から幅広い相談に応ずるため、必要に応じて関係機関と連携し、相談業務を実施するものとする。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないように、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の免除、奨学金の貸与、カウンセリングの実施、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等必要な措置を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに市税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を被害の状況に応じて実施する。

3 住宅対策

(1) 被災者入居のための公営住宅の建設

市は、武力攻撃による火災で滅失した住宅に住んでいた低所得者に対する住宅対策として、県と連携のうえで、必要に応じて、災害公営住宅等を整備する。

4 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）

の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県の関係機関が実施する措置に協力する。

5 生活基盤等の確保

市は、水道事業者として、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。道路等の管理者である市は、当該公共的施設を適切に管理する。

第4章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償、実費弁償及び損害補償

(1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 実費弁償

市は、国民保護法に基づいて行った医療の実施の要請又は指示に従って医療を行う医療関係者に対しては、国民保護法施行令で定める基準に従い、その実費を弁償する。

(3) 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力した者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損失補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、県対策本部長が総合調整を行い、又は指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく国民保護措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第6編 緊急処理事態への対処

1 緊急処理事態

市国民保護計画が対象として想定する緊急処理事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

緊急処理事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、市は、新発田市緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急処理事態への対処に関しては、警報の通知及び伝達を除き、武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急処理事態における警報の通知及び伝達

緊急処理事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の通知及び伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急処理事態における警報については、通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関、当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急処理事態における警報の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の通知及び伝達に準じて、これを行う。

新発田市国民保護計画

令和5年6月 修正

編集・発行 新発田市地域安全課

〒957-8686 新発田市中央町3丁目3番3号

TEL 0254-22-3030 FAX 0254-22-3110

E-mail anzen@city.shibata.lg.jp
